

インスパイアー株式会社 御中

調 査 報 告 書

平成26年7月15日

インスパイアー株式会社

第三者委員会

【目次】

第1 第三者委員会の概要

- 1 第三者委員会の設置に至る経緯
- 2 第三者委員会の目的
- 3 第三者委員会の構成

第2 本調査の概要

- 1 調査事項
- 2 調査の方針
- 3 調査期間
- 4 調査方法
- (1) 調査資料
- (2) 調査対象者
- 5 調査の限界

第3 当委員会における調査及び検討

- 1 本件システム開発に関して作成したとされる資料の調査・検討等
- (1) 本件システム開発の立上げの端緒について
- ア 本件システム開発の立上げの端緒（G社からのシステム開発の承継）
- イ 本件システム開発の立上げと時期を前後して、インスパイアーにおいて検討していたとされる、別のカード事業の事業化
- (ア) K社とのプロジェクトファイナンス契約
- a 平成20年8月29日付「プリペイドカード」構想に関するプロジェクトファイナンス契約
- b K社との間のプロジェクトファイナンス契約にかかる平成20年9月2日付取締役会議事録
- c 平成20年8月28日付の資金移動について記載した資料
- (イ) M社との協業
- a 作成者不明の「2010/4/12 経過説明」と題する書面
- b M社に対する4000万円の貸付
- c 「M社_SYSTEM」と題するファイルデータを含むCD
- (ウ) まとめ
- (2) 本件システム開発に関して作成したとされる資料等について
- ア N社からの新株予約権行使にかかる払込金としての1億6700万円の振込み
- イ インスパイアーからB社に対する合計1億6000万円の「前渡金」の支払につ

いて記載した資料

ウ カード事業立上支援業務委託基本契約書

(ア) 平成21年6月30日付カード事業立上支援業務委託基本契約書

(イ) 平成21年6月30日付B社との間のカード事業立上支援業務委託基本契約書にかかる取締役会議事録

エ 平成21年9月1日付書面

オ B社作成の平成21年12月28日付書面及び平成22年3月31日付書面

(ア) 平成21年12月28日付書面

(イ) 平成22年3月31日付書面

(3) 本件システム開発に関し、B社が実施したとされる業務について

ア 平成22年3月31日付書面の番号①の業務に関連する資料

(ア) 平成22年3月31日付「業務報告書(兼納品書)」と題する書面

(イ) 平成22年4月7日付「検収通知書」と題する書面

(ウ) 「MODEL3150 Utility CD (Version 1.05)」ないし「O社 MODEL3150 Protect CD (Version 1.5)」と記載のあるCD(後記3(1)の「No.MIC00908」のCD、「No.MIC00907」のCD)

(エ) 「磁気カードリーダー/ライター専用ユーティリティ(プロト版) 操作マニュアル」と題する書面

イ 平成22年3月31日付書面の番号②、⑤及び⑥の業務に関連する資料

(ア) P社を当事者とする「ソフトウェア製品販売基本契約書」と題する書面

(イ) P社との交渉経過を記載した報告書

(ウ) 「汎用モバイル端末一式」、「モバイル端末一式」、「モバイル端末付属一式」ないし「モバイル端末パーツ一式」とラベリングされたCD(後記3(1)の「No.MIC00899」のCD、「NO.MIC00900」のCD、「「NO.MIC00901」のCD、「「NO.MIC00902」のCD)

(エ) 「G社 MC-6000」と記載のある機器

(オ) 「MC-6000 評価試験報告」と題する書面

(カ) 「MC-8000 決済端末事業に関するご説明資料」と題する書面

(キ) 「カード決済端末仕様書 開発コード:MC-8000型」と題する書面

(ク) 平成22年3月31日付「Attachment For Invoice」と題する書面

ウ 平成22年3月31日付書面の番号③の業務に関連する資料

(ア) 「簡易版包括加盟店精算処理システム -α版-」との記載のあるCD(後記3(1)の「NO.MIC00905」のCD)

(イ) 「簡易版包括加盟店精算処理システム(プロト版) 操作マニュアル」と題する書面

(ウ) 平成22年3月31日付「Invoice」と題する書面

- (エ) 平成22年4月14日付「検収通知書」と題する書面
 - (オ) 平成22年4月17日付出張報告書
 - (カ) 平成21年2月29日付「基本設計」と題する書面及び「X社 Solutions M3 Web System 操作画面」と題する書面
- エ 平成22年3月31日付書面の番号④の業務に関連する資料
- (ア) D社を差出人とする平成22年3月31日付「Safekeeping Receipt」と題する書面
 - (イ) D社との交渉経過を記載した報告書
 - (ウ) D社を当事者とする「覚書」と題する書面及び「業務委託契約書」と題する書面
 - (エ) 番号④の業務に関する資料のまとめ
- オ 平成22年3月31日付書面の番号⑦の業務に関連する資料
- (ア) 平成21年12月27日付「Invoice」と題する書面及び平成21年12月29日付外国送金・本支店間外貨送金計算明細（仕向送金）
 - (イ) 平成22年3月31日付「業務報告書（兼納品書）」と題する書面
 - (ウ) C社を当事者とする平成22年4月30日付「業務委託契約書」と題する書面
 - (エ) AA社を当事者とする平成22年4月30日付「業務委託契約書」と題する書面
 - (オ) 番号⑦の業務に関する資料のまとめ
- (4) BB社との間の交渉について
- ア 平成24年11月12日付「BB社 Q&A_2012.11.12.txt」と題する書面
 - イ BB社を当事者とする「Letter of Intent Pursuant to Business Partnership」と題する書面
- 2 本件システム開発と整合しない資料の調査・検討等
- (1) 本件システム開発にかかる金銭の移動について
 - ア 平成21年6月2日付総勘定元帳及び普通預金口座の取引記録
 - イ B社代表取締役「J」氏に対するヒアリング結果
 - (2) 会計処理に関する社内メール等
 - ア 平成21年4月8日付mm氏作成のメール
 - イ 平成22年3月10日付mm氏作成のメール及び同メール添付の「B社向け預け金の説明概要」と題する書面
 - ウ 平成22年3月18日付mm氏作成のメール
 - エ 平成22年4月12日付「経過説明」と題する書面
 - (3) 前記1の本件システム開発に関する資料の不自然さ
 - ア 本件システム開発に対する事前検討の不存在

- イ 取引関係書類における署名・押印の不存在
- ウ 報告書面等の不存在
- (4) 成果物の評価
- 3 本件システム開発に関連して納品された成果物とされる資料の分析・評価
 - (1) 分析対象とした CD 及びその内容物の概要
 - (2) 分析結果・評価
 - ア 平成22年3月31日付書面の番号①の業務に関連すると思われる資料
 - (ア) MIC00908 (O 社製 磁気カードリーダー/ライター MODEL3150 関連ユーティリティ)
 - (イ) MIC00907 (O 社製 磁気カードリーダー/ライター MODEL3150 関連のプロテクト/プロテクト解除プログラム)
 - (ウ) 評価
 - イ 平成22年3月31日付書面の番号②、⑤及び⑥の業務に関連すると思われる資料
 - (ア) MIC00899 (MC - 8000 の開発を依頼した際の開発ファイル、ドライバ、ドキュメント類)
 - (イ) MIC00900 (MC - 6000 に関連するファイル、J 社向け及びないし海外向けに仕様のカスタマイズについて調査したファイル)
 - (ウ) MIC00901 (他社の付属機器関連ファイル、S 社発行のデビットカード仕様書、プリンタのテストアプリケーション、T 社による投票券電子化のソフトウェアの仕様書)
 - (エ) MIC00902 (端末を構成するデバイス関連の資料、テストアプリケーション)
 - (オ) 評価
 - ウ 平成22年3月31日付書面の番号③の業務に関連する資料
 - (ア) MIC00905 (簡易版包括加盟店積算処理システムα版 (Microsoft Access ファイル))
 - (イ) 評価
 - エ その他の資料
 - (ア) MIC00897 (読み取りデータを画面表示し、プリントするテストアプリケーション)
 - (イ) MIC00898 (端末よりサーバにアクセスし、画面表示、プリントするテストアプリケーション)
 - オ まとめ
- 4 各決算期における会計処理の適切性・妥当性の検討
 - (1) 平成21年6月期
 - ア 会計処理

イ 評価

(ア) 前渡金

(イ) 当該会計処理に整合する資料

(ウ) 検討

(エ) 小括

(2) 平成21年9月期

ア 会計処理

イ 評価 (本決算期における会計処理①について)

(ア) 平成21年6月期に計上された前渡金1億100万円が維持された点について

(イ) 新たに本決算期に前渡金5900万円が計上された点について

(ウ) 検討

(2) 平成21年9月期

ア 会計処理

イ 評価 (本決算期における会計処理①について)

(ア) 平成21年6月期に計上された前渡金1億100万円が維持された点について

(イ) 新たに本決算期に前渡金5900万円が計上された点について

(ウ) 小括

ウ 評価 (本決算期における会計処理②について)

(ア) ソフトウェアについての資産計上の要件

(イ) 当該会計処理に整合する資料

(ウ) 検討

(エ) 小括

(3) 平成21年12月期

ア 会計処理

イ 評価

(4) 平成22年3月期

ア 会計処理

イ 評価

(ア) B社代表取締役「J」氏の記名押印があるインスパイア一宛の平成22年3月31日付「業務報告書(兼納品書)」と題する書面

(イ) 平成22年2月10日ないし同年3月29日付のP社との交渉経過を記載した報告書

(ウ) P社を差出人とするインスパイア一宛の平成22年3月31日付「Attachment For Invoice」と題する書面

- (エ) V社を差出人とするインスパイア一宛の平成22年3月31日付「Invoice」と題する書面
 - (オ) D社を差出人とするインスパイア一宛の平成22年3月31日付「Safekeeping Receipt」と題する書面
 - (カ) 平成22年2月10日付D社との交渉経過を記載した報告書
 - (キ) C社を差出人とするインスパイア一宛の平成22年3月31日付「業務報告書(兼納品書)」と題する書面
 - (ク) まとめ
- (5) 平成22年6月期
- ア 会計処理
 - イ 評価
 - (ア) インスパイアを差出人とするB社宛の平成22年4月7日付「検収通知書」と題する書面
 - (イ) 平成22年4月17日ないし同年6月30日付のP社との交渉経過を記載した報告書
 - (ウ) インスパイアを差出人とするW社宛の平成22年4月14日付「検収通知書」と題する書面
 - (エ) V社との交渉経過を記載した平成22年4月17日付出張報告書
 - (オ) 平成22年6月24日付D社との交渉経過を記載した報告書
 - (カ) インスパイアとC社を当事者とする平成22年4月30日付「業務委託契約書」と題する書面
 - (キ) インスパイアとAA社を当事者とする平成22年4月30日付「業務委託契約書」と題する書面
 - (ク) まとめ
- (6) 平成22年9月期ないし平成23年12月期
- (7) 平成24年3月期
- ア 会計処理
 - イ 評価(本決算期における会計処理①②について)
 - (ア) ソフトウェア本勘定へ計上すべき資産及び減価償却の対象となる資産
 - (イ) 当該会計処理に整合する資料
 - (ウ) 検討
 - (エ) 小括

第4 当委員会による本調査の結論

【別紙1-1】 調査資料一覧表

【別紙1-2】 調査対象CD一覧表

【別紙2】 ヒアリング対象者一覧表

第1 第三者委員会の概要

1 第三者委員会の設置に至る経緯

インスパイアー株式会社（以下「インスパイアー」という。）は、東京証券取引所 JASDAQ 市場に株式を上場している。インスパイアーは、平成26年6月上旬頃、平成21年頃から平成24年頃までの間に、オンライン決済を目的としたカード事業の事業化のため行っていたとされるシステム開発（以下「本件システム開発」という。）に関し、同社の過去の決算において適切な会計処理が行われていなかった可能性があるとの指摘を外部から受けた。

これを受け、インスパイアーは、平成26年6月9日、上記の会計処理について、事実関係の詳細及び経緯等の調査・検討を専門的かつ客観的な見地から実施させるため、同社と利害関係を有しない外部の専門家のみから構成されるインスパイアー株式会社第三者委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

2 第三者委員会の目的

当委員会は、本件システム開発について、立上げの経緯、システム開発の実施の有無、その経過及び状況等に関する事実関係の調査を行うとともに、その会計処理の適切性及び妥当性についての検討を行うことを目的として、調査を行った（以下「本調査」という。）。

3 第三者委員会の構成

委員長	井上愛朗	弁護士	森・濱田松本法律事務所
委員	川端健太	弁護士	森・濱田松本法律事務所
委員	長谷修太郎	弁護士	森・濱田松本法律事務所
委員	松山昌司	公認会計士	松山公認会計士税理士事務所

※本調査は、当委員会の委員のほか、本件システム開発に関連すると思われる資料やCDの分析のために、システム・コンテンツの開発を業とする、A社による補助を受けた。

第2 本調査の概要

1 調査事項

インスパイアーは、本件システム開発に関し、各決算期（中間期及び四半期を含む）において、下表記載の内容の会計処理を行っている。

本調査においては、下記の会計処理に関し、

- ① 平成21年6月期における、B社に対する1億100万円の前渡金の計上、
- ② 平成21年9月期における、B社に対する5900万円の前渡金の計上及び1億6000万円の前渡金のソフトウェア仮勘定への振替処理、
- ③ その後、手数料のソフトウェア仮勘定への追加計上や、仮勘定から費用への振替処理等がなされながら、平成21年12月期に1億5813万5500円、平成22年3月期から同年6月期まで1億6265万8000円、平成22年9月期から平成23年12月期まで1億1850万円のソフトウェア仮勘定の計上が維持されてきたこと、
- ④ 平成24年3月期にソフトウェア仮勘定が本勘定に振り替えられ、9677万5000円がソフトウェア本勘定に計上されたこと

についての適切性・妥当性を調査事項とする（以下「本件調査事項」という）。

決算期	摘 要	勘定科目	金額（円）
H21.6	B社に対する前渡金を計上	前渡金	101,000,000
H21.6	計	前渡金	101,000,000
H21.9	B社に対する前渡金を計上	前渡金	59,000,000
	小計	前渡金	160,000,000
	B社に対する前渡金全額をソフトウェア仮勘定に振替え	前渡金	▲160,000,000
H21.9	計	ソフトウェア仮勘定	160,000,000
		前渡金	0
H21.12	ソフトウェア仮勘定の一部を戻入れ	ソフトウェア仮勘定	▲6,500,000

	C 社に対する手数料をソフトウェア仮勘定に計上	ソフトウェア 仮勘定	4,635,500
H21.12	計	ソフトウェア 仮勘定	158,135,500
H22.3	C 社に対する手数料をソフトウェア仮勘定に計上	ソフトウェア 仮勘定	4,522,500
H22.3	計	ソフトウェア 仮勘定	162,658,000
H22.6	計	ソフトウェア 仮勘定	162,658,000
H22.9	C 社に対する手数料をソフトウェア仮勘定に計上	ソフトウェア 仮勘定	8,523,000
	ソフトウェア仮勘定の一部を D 社に対する預け金に振替え	ソフトウェア 仮勘定	▲28,045,500
		預け金	28,045,500
	ソフトウェア仮勘定の一部を業務委託費として費用処理	ソフトウェア 仮勘定	▲24,635,500
H22.9	計	ソフトウェア 仮勘定	118,500,000
H22.12, H23.3, H23.6, H23.9, H23.12	計	ソフトウェア 仮勘定	118,500,000
H24.3	ソフトウェア仮勘定を本勘定に振替え	ソフトウェア	118,500,000
	ソフトウェア減価償却費を費用処理(平成23年5月～平成24年3月)	ソフトウェア	▲21,725,000
H24.3	計	ソフトウェア	96,775,000
H24.6, H24.9	計	ソフトウェア	96,775,000
H24.12	ソフトウェア減価償却費を費用処理(平成24年4月～平成24年12月)	ソフトウェア	▲17,775,000
	ソフトウェア未償却額を全額減損処理	ソフトウェア	▲79,000,000
H24.12	計	ソフトウェア	0

2 調査の方針

本調査においては、別紙1-1（調査資料一覧表）記載の各資料の検討、別紙1-2（調査対象CD一覧表）記載の各CDの検討及び別紙2（ヒアリング対象者一覧表）記載の各関係者に対するヒアリング等の調査を行った。

当委員会は、インスパイアーに対し、本調査に関連する一切の資料（特に、本調査の結論に影響を及ぼす可能性のある資料）、及び、本件システム開発に関連する「納入物」又は「成果物」とされるシステム又はソフトウェア等の一切を記録媒体のいかんを問わず提出するよう求めたところ、インスパイアーから提出されたのは別紙1-1記載の各資料及び別紙1-2記載の各CDに限られ、これ以外には存在しないとの説明を受けた。

また、当委員会は、インスパイアーに対し、当時、本件システム開発に関与した役職員について、インスパイアー元代表取締役であるaa氏を含むできるだけ多くの者からヒアリングを実施したいとの希望を申し伝えたが、本件システム開発が行われたとされる時期から既に相当の期間が経過していることもあって、当時の役職員はほぼ全て退任・退職し、連絡がとれないとのことであり、ヒアリングを実施できたのは、別紙2（ヒアリング対象者一覧表）記載の各関係者にとどまったものである。

なお、インスパイアーにおいては、本件システム開発に関連する資料が必ずしも十分に作成・保存等されているとはいえない状態（作成者・作成日付が不明のものを含む。）であったために、客観的資料に基づき本件システム開発の事実経緯の詳細を確認することができなかつた上、本件システム開発を中心的に担当していた役員が既に死亡しており、同人に対するヒアリングを実施することができなかつた。

また、インスパイアーの職務分掌上、ヒアリングを実施できた役職員も、本件システム開発の内容や進捗等については十分に把握しておらず、本件システム開発が行われた可能性のある時期から現在までに相当の期間が経過していることもあって、ヒアリング対象者の記憶が十分に正確であるとは認められなかつた。

以上の理由から、本調査では、本件システム開発の全般にわたる事実経緯を認定することまでは行わず、主に調査資料の分析・検討を中心として、前記1の会計処理の適切性・妥当性を検証することとした。

3 調査期間

平成26年6月9日から同年7月11日までの間

4 調査方法

(1) 調査資料

当委員会が本調査において調査した主な資料は、別紙1-1（調査資料一覧表）及び別紙1-2（調査対象CD）のとおりである。

(2) 調査対象者

当委員会が本調査においてヒアリングを行った対象者は、別紙2（ヒアリング対象者一覧表）のとおりである。

5 調査の限界

当委員会は、その目的を遂げるべく誠実に努力を尽くしたものの、本調査は前記3のとおり調査期間が限られており、本件調査事項に関係する可能性があるあらゆる資料や人物を調査したわけではない。

また、本調査はあくまでも調査対象者の任意の協力を前提とするものであり、当委員会は前記2のとおり当時の役職員を始めとする関係者に対して調査への協力を依頼したが、関係者の一部から協力が得られないなど、調査にも限界があった。

そのほか、資料の消失や関係者の死亡等により、調査の実施が不可能なものもあった。本報告書を参照する際には、以上の点に留意されたい。

第3 当委員会における調査及び検討

当委員会は、別紙1-1、別紙1-2の各資料及び別紙2のヒアリング対象者について調査を行い、以下のとおり検討した。

1 本件システム開発に関して作成したとされる資料の調査・検討等

当委員会に提出された本件システム開発に関して作成したとされる資料の調査・検討結果等は、以下のとおりである。

(1) 本件システム開発の立上げの端緒について

ア 本件システム開発の立上げの端緒 (G社からのシステム開発の承継)

インスパイアーの元監査役であるbb氏からのヒアリングによれば、インスパイアーにおける本件システム開発の立上げの端緒は、以下のとおりとのことである。

インスパイアーの前身である株式会社フォーバルクリエイティブ（その後、「インスパイアー」に商号が変更されるが、以下では商号変更の前後を問わず「インスパイアー」という。）はF社の子会社であったところ、平成20年当時、F社は、カード事業に関するシステム開発を行っていたG社の株も保有していた。

平成20年2月から同年3月にかけて、H社がインスパイアーの株式について公開買付けを行った際、公開買付け後に、G社が当時行っていたカード事業に関するシステム開発をインスパイアーが支援することとされていた。このシステム開発は、カード決済のためのモバイル端末及び決済情報の管理システム等の開発を内容とするものであり、G社は開発費用として一定の資金を注ぎ込んでいたようであるが、結果として特段の支援はなされず、平成21年2月6日にはG社について破産手続開始決定がなされて、G社における開発は頓挫した。

その後、G社の代表取締役であったcc氏と既知の関係にあり、G社のシステム開発についても一定程度把握していたbb氏が、インスパイアーに対し、G社で行っていたシステム開発をインスパイアーで継続して事業化してはどうか、という話を持ち掛けた。

そして、詳細な経緯は不明であるものの、平成21年2月頃ないし同年3月頃にかけて、G社が開発途中であったモバイル端末やシステムソフトウェア等の仕掛品を基に、インスパイアーにおいてさらに開発を進めていくこととなり、本件システム開発

の話が立ち上がることとなった。

インスパイアーによれば、同社に保管され、当委員会に提出された本件システム開発に関して作成したとされる資料等には、上記 bb 氏に対するヒアリング結果と整合する、以下のような資料が存在する。

① 表面に「汎用モバイル端末一式」と記載された CD

本 CD には、I 社が G 社に納品したと思料されるファイルが収納されている。

② 表面に「モバイル端末一式」と記載された CD

本 CD に収納されているデータについては、G 社によって開発されたことを示す記録がある。また、かかるデータの中には、「J 社」という顧客向けに、カード決済のためのモバイル決済端末である「MC - 6000」をカスタマイズしようとしたという記録がある。

「MC - 6000」はすでに G 社によって開発が完了しており、破産手続開始前の G 社では、これをベースとするカスタマイズの実施が検討されていたことが推測される。

③ 「MC - 8000 決済端末事業に関するご説明資料」と題する書面

本書面は、G 社が自社において開発途中であったモバイル決済端末「MC - 8000」の開発を提案する（本書面からは、作成者及び提案の相手方は不明。）内容であると思料される。同書面には、同社が開発した「MC - 6000」の機能等の改善のために「MC - 8000」の開発事業が立ち上がったこと、開発途中で G 社が破産に至ったため、当該事業の承継先を募集していること等が記載されている。

④ 「G 社 MC - 6000」と記載のある機器

本機器には、その表面に「G 社 MC - 6000」との記載が存在する。

⑤ 作成者不明の「2010/4/12 経過説明」と題する書面

本書面はインスパイアーに保存されていた書面であるものの、作成者は不明であるが、以下のとおりの記載がある。

「H 社が本来進めようとしていたカード事業であるが、当社の経営陣（代表取締役社長）として dd 氏を選任したことにより H 社に内紛が発生し、カード事業の進捗が止まってしまい、各協業先（委託先）にナレッジ／ノウハウ／情報が留保されてしまっていた。」

以上のとおり、当委員会に提出された上記の各資料及び bb 氏に対するヒアリング結

果によれば、G社は平成20年から平成21年頃、既に開発済みの製品である「MC-6000」というカード決済のためのモバイル端末及びシステムソフトウェアをベースとして、これをカスタマイズした「MC-8000」の開発を行っていたものの、同年2月の同社の破産によって開発が頓挫したものと考えられる。

平成21年2月以降、G社にて開発途中であったカード決済のためのモバイル端末及びシステムソフトウェアの仕掛品を基に、インスパイアー社内において当該システム開発を承継する、という話が立ち上がったことが推認され、これが本件システム開発であると思料される。

イ 本件システム開発の立上げと時期を前後して、インスパイアーにおいて検討していたとされる、別のカード事業の事業化

インスパイアーにおいて、平成20年から平成21年頃にかけて、前記アの本件システム開発の立上げと時期を前後して、カード事業に関連する別の何らかの事業への取組みが行われていたことを窺わせる資料が存在する。

(ア) K社とのプロジェクトファイナンス契約

a 平成20年8月29日付「プリペイドカード」構想に関するプロジェクトファイナンス契約

前記アのG社からのシステム開発の承継の他、インスパイアーにおけるカード事業に関しては、K社とインスパイアーとの間の平成20年8月29日付「「プリペイドカード」構想に関するプロジェクトファイナンス契約」と題する書面が存在する。

同書面の主な記載内容は以下のとおりである。

- ① K社はインスパイアーに対し、「プリペイド型マネーカードサービス・管理システム」のパイロット版の仕様及び開発日程、初期費用等に関する概要を提示し、インスパイアーの承認を以ってその開発に着手する。
- ② インスパイアーはK社に対し、上記開発の初期費用として、平成20年8月29日付で1億9000万円を貸与する。
- ③ 上記貸与期間は平成20年12月30日までとし、貸付金は、両者の間で後日締結する予定の「プリペイド型マネーカードサービス・管理システム」に関する正式な開発委託契約に定める開発費と相殺するものとする。

b K社との間のプロジェクトファイナンス契約にかかる平成20年9月2日付取締

役会議事録

前記 a に関して、インスパイアーの取締役会において、dd 氏が、同氏の判断で、K 社との間でプロジェクトファイナンス契約を締結し、同社に対する初期費用の貸与を行ったことについて説明を行い、その追認がなされた旨の、平成 20 年 9 月 2 日付取締役会議事録が存在する。

同議事録には、出席取締役ないし監査役として、ee 氏及び ff 氏の記名押印があるものの、当該取締役会については同人らの記憶は明確ではなく、当該取締役会での説明内容や議論の経過の詳細は明らかとはならなかった。

c 平成 20 年 8 月 28 日付の資金移動について記載した資料

インスパイアーの平成 20 年 9 月 16 日付総勘定元帳によれば、同年 8 月 28 日付で、H 社からインスパイアーの普通預金口座（L 社）に対し、新株予約権行使にかかる払込金として 1 億 9 0 0 0 万円の振込みがあり、同日付で、同社からインスパイアーを受取人として同額の預金小切手が振り出されている。

また、同日付のインスパイアーの振替伝票には、インスパイアーが、K 社に対し、短期貸付金として 1 億 9 0 0 0 万円（手数料を除く）を支払ったとの記載がある。

他方で、同日付の L 社を振出人とする 1 億 9 0 0 0 万円の預金小切手の写しが存在し、同写しの下には、「本日たしかに受取りました。 gg 8 月 28 日」との記載と、当時インスパイアーの社長室室長であった gg 氏の押印が存在する。

(イ) M 社との協業

a 作成者不明の「2010/4/12 経過説明」と題する書面

前記ア⑤の作成者不明の「2010/4/12 経過説明」と題する書面には、前記ア⑤の記載のほか、以下のとおりの記載が存在する。

「※ 2 その後、当社側経営陣が独自でカード事業を進めようとした（M 社との協業）が、これも途中で頓挫することとなる。」

b M 社に対する 4 0 0 0 万円の貸付

インスパイアーのプレスリリースによれば、インスパイアーは、平成 21 年 1 月 23 日付で、情報処理カードシステムの製造・販売を主な事業内容とする M 社

に対し、同社が推進する事業におけるビジネス協業を視野に入れて4000万円を貸し付けたが、同社の業績の悪化等により、当該事業の進捗は計画通りに進んでおらず、貸付金について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたとのことである。

c 「M社_SYSTEM」と題するファイルデータを含むCD

当委員会に提出されたインスパイアーに保管されていたとされるCDのデータの中に、前記aの書面に掲げられた会社名と同一の名称を含む「M社_SYSTEM」と題するファイルが存在する。

このCDには、平成22年1月8日に生成されたjavaプロジェクトのソースが含まれている。

後記3のとおり、同CDの分析等を行ったA社によれば、このソースについては、M社が開発したサーバアプリケーションであり、カードの発行、管理、代理店管理、コールセンター管理を行うシステムだったと考えられるが、現状プログラムは未完成でバグが残っている状態であり、実用に供することのできるものではない、とのことである。

(ウ) まとめ

以上のとおり、インスパイアーから提出された資料には、本件システム開発とは別に、前記(ア)のK社との間でのシステム開発、前記(イ)のM社との間でのシステム開発が開始されていたことを窺わせる資料がある。

しかし、前記(ア)のシステム開発について検討すると、前記(ア)c記載の預金小切手の写しからすれば、K社に対し、実際に1億9000万円の資金が交付されたかは疑問なしとしない。当委員会に提出された資料等によれば、K社との間で、正式な開発委託契約が締結されたかどうかも明らかでなく、仕様書、工程表等、通常のシステム開発であれば開発の初期段階で作成される資料も確認できていない。また、前記(ア)のシステム開発に関して特段の成果物も確認できておらず、実際のシステム開発の実施の有無自体、必ずしも明らかでない。

また、前記(イ)のシステム開発に関しては、「M社_SYSTEM」と題するファイルデータを含むCDが存在することから、何らかの業務や作業が実施されていたことは窺われるが、A社によれば、ビルド実行時のログにエラーが出力されていること等からしてプログラムは未完成だったものと考えられる、とのことである。前記(イ)aの書面も踏まえれば、前記(イ)のシステム開発は、いずれにしても、開発途中で頓挫したことが窺われる。

(2) 本件システム開発に関して作成したとされる資料等について

インスパイアーから提出された資料について、本件システム開発に関して作成したとされる資料等の調査の結果は以下のとおりである。

ア N社からの新株予約権行使にかかる払込金としての1億6700万円の振込み

インスパイアーの平成21年4月16日付総勘定元帳及び普通預金口座通帳(L社)によれば、同年3月31日付で、N社からインスパイアーの普通預金口座(L社)宛てに、新株予約権行使にかかる払込金として1億6700万円の振込みがなされている。

イ インスパイアーからB社に対する合計1億6000万円の「前渡金」の支払について記載した資料

平成21年4月2日から同年9月11日の間の日付において、インスパイアーがB社に対して、本件システム開発の開発資金について、「前渡金」として合計1億6000万円の金銭を支払ったことを示す資料が存在する。資料の概要は下表のとおりである。

日付	金額 (円)	資 料
H21.4.2	35,000,000	<ul style="list-style-type: none">平成21年4月2日付「御預書」と題する書面「4月2日出金分」と記載された書面(「担当者 hh」「カード事業委託前渡金(B社)」との記載あり)「仕訳リスト」と題する書面(「21年4月2日」「前渡金 B社」「現金払/B社」との記載あり)平成21年4月2日付「振替伝票」と題する書面(「前渡金 B社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり)
H21.4.3	20,000,000	<ul style="list-style-type: none">平成21年4月3日付「御預書」と題する書面「4月3日出金分」と記載された書面(「担当者 ii」「カード事業委託前渡金(B社)」との記載あり)「仕訳リスト」と題する書面(「21年4月3日」「前渡金 B社」「現金払/B社」との記載あり)

		<ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月3日付「振替伝票」と題する書面（「前渡金 B 社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり）
H21.4.15	13,000,000	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月15日付「御預書」と題する書面 「4月6日出金分」と記載された書面（「担当者 hh」「カード事業委託前渡金 (B 社)」との記載あり） 「仕訳リスト」と題する書面（「21年4月6日」「前渡金 B 社」「現金払/B 社」との記載あり） 平成21年4月15日付「振替伝票」と題する書面（「前渡金 B 社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり）
H21.5.1	8,000,000	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年5月1日付「御預書」と題する書面 「5月1日出金分」と記載された書面（「担当者 hh」「カード事業委託前渡金 (B 社)」との記載あり） 「仕訳リスト」と題する書面（「21年5月1日」「前渡金 B 社」「現金払/B 社」との記載あり） 平成21年5月1日付「振替伝票」と題する書面（「前渡金 B 社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり）
H21.6.22	9,000,000	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年6月22日付「御預書」と題する書面 「6月22日出金分」と記載された書面（「担当者 hh」「カード事業委託前渡金 (B 社)」との記載あり） 「仕訳リスト」と題する書面（「21年6月22日」「前渡金 B 社」「現金払/B 社」との記載あり） 平成21年6月22日付振替伝票（「前渡金 B 社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり）
H21.6.30	16,000,000	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年6月30日付「御預書」と題する書面 「6月26日出金分」と記載された書面（「担当者 hh」「カード事業委託前渡金 (B 社)」との記載あり） 「仕訳リスト」と題する書面（「21年6月26日」「前渡金 B 社」「現金支払/B 社」との記載あり） 平成21年6月26日付「振替伝票」と題する書面（「前渡金 B 社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり）
H21.7.23	5,000,000	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年7月23日付「御預書」と題する書面

		<ul style="list-style-type: none"> ・「7月23日出金分」と記載された書面（「担当者 hh」「カード事業委託前渡金 (B社)」との記載あり） ・「仕訳リスト」と題する書面（「21年7月23日」「前渡金 B社」「現金払/B社」との記載あり） ・平成21年7月23日付「振替伝票」と題する書面（「前渡金 B社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり）
H21.7.31	30,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年7月31日付「御預書」と題する書面 ・「7月31日出金分」と記載された書面（「担当者 hh」「カード事業委託前渡金 (B社)」との記載あり） ・「仕訳リスト」と題する書面（「21年7月31日」「前渡金 B社」「現金払/B社」との記載あり） ・平成21年7月31日付「振替伝票」と題する書面（「前渡金 B社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり）
H21.8.19	8,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年8月19日付「御預書」と題する書面 ・「8月19日出金分」と記載された書面（「担当者 hh」「カード事業委託前渡金 (B社)」との記載あり） ・「仕訳リスト」と題する書面（「21年8月19日」「前渡金 B社」「現金払 B社」との記載あり） ・平成21年8月19日付「振替伝票」と題する書面（「前渡金 B社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり）
H21.9.3	7,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年9月3日付「御預書」と題する書面 ・「9月3日出金分」と記載された書面（「担当者 hh」「カード事業委託前渡金 (B社)」との記載あり） ・「仕訳リスト」と題する書面（「21年8月19日」「前渡金 B社」「現金払/B社」との記載あり） ・平成21年9月3日付「振替伝票」と題する書面（「前渡金 B社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり）
H21.9.11	9,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年9月11日付「御預書」と題する書面 ・「9月11日出金分」と記載された書面（「担当者 hh」「カード事業委託前渡金 (B社)」との記載あり） ・「仕訳リスト」と題する書面（「21年9月11日」「前渡

		金 B 社 「現金払/B 社」との記載あり) ・平成21年9月11日付「振替伝票」と題する書面(「前渡金 B 社 カード事業業務委託前渡金 現金」との記載あり)
H21.12.21	▲1,500,000	・平成22年3月31日付総勘定元帳
H21.12.28	▲5,000,000	・平成22年3月31日付総勘定元帳
合計	153,500,000	

上記の「御預書」には、B 社代表取締役 jj の記名押印がなされている。同書面には、インスパイアーから B 社が「カード事業立上」支援に基づく金銭を預かった旨が記載されている。

上記の「出金分」と記載された書面には、各書面の作成日付において、B 社に対してカード事業委託前渡金が出金された旨が記載されている。

上記の「仕訳リスト」と題する書面には、インスパイアーから B 社に対して、現金払いにて各前渡金を支払ったとの記載がなされている。

上記の「振替伝票」と題する書面には、B 社に対しカード事業業務委託前渡金として現金にて各前渡金を支払ったとの記載がなされている。なお、同書面には通し番号の記載がない。

ウ カード事業立上支援業務委託基本契約書

(ア) 平成21年6月30日付カード事業立上支援業務委託基本契約書

本件システム開発に関連して作成したとされる資料として、インスパイアー及び B 社を当事者とする平成21年6月30日付「カード事業立上支援業務委託基本契約書」と題する書面(以下「本件システム開発基本契約書」という。)が存在する。本件システム開発基本契約書には、インスパイアー及び B 社の記名及び押印が存在する。

同契約書の主な記載内容は以下のとおりである。

- ① インスパイアーは、「リチャージャブルカード運営事業」及び「クレジットカード包括加盟店向け支援事業」を新規事業として平成20年より検討しており、これら事業のビジネスモデルにおいて必要なソフトウェアの選定、そのソフトウェアが稼動可能なハードウェアの環境の構築設計、ソフトウェアのカスタマイズの検討及び支援等を B 社に委託する。
- ② 上記委託業務にかかる費用は上限を1億6000万円(リチャージャブル

カード運営事業として1億円、クレジットカード包括加盟店向け支援事業として6千万円)とする。インスパイアーは、B社の求めに応じて当該費用を提供し、B社が当該費用相当分を預かった場合には、預かりを証する書面をインスパイアーに提出する。

- ③ 上記委託業務に関する報酬は800万円とし、B社が平成21年4月以降行ってきた上記委託業務の準備業務に対する対価もこれに含まれるものとする。
- ④ 契約の有効期間は、平成21年6月30日から同年12月31日までとする。
- ⑤ B社は、インスパイアーに対し、インスパイアーのために占有又は購入した選定対象物や預り金の使途及び残高等について報告するものとする。

(イ) 平成21年6月30日付B社との間のカード事業立上支援業務委託基本契約書にかかると取締役会議事録

前記(ア)に関して、インスパイアーの取締役会において、インスパイアーとB社との間でリチャージャブルカード運営事業における事業立上支援業務について業務委託契約を締結することを承認可決した旨の、平成21年6月30日付取締役会議事録が存在する。

同議事録には、「「カードビジネス」に関する基本契約締結の件」との議案について、「本件契約の詳細について取締役hhに説明を求めたところ、本件カード事業のビジネスモデル構築に必要な基幹システムを同社(当委員会注:B社のこと)が構築することを支援業務の範囲とした委託業務の対価を支払うことと当社より必要な費用を提供することに関して詳細な説明がなされた」、「出席取締役は異議なくこれを承認可決した」との記載がある。

出席取締役ないし監査役として、ee氏、ff氏及びbb氏の記名押印があるが、当委員会によるヒアリングによれば、当該取締役会について同人らの記憶は必ずしも明確ではなかった。

エ 平成21年9月1日付書面

平成21年9月当時インスパイアーの取締役であったhhの記名がある、B社宛の同月1日付書面が存在する。

同書面には、本件システム開発基本契約書に基づき「カード情報の作成に必要なソフトウェアの詳細選定、そのソフトウェアが稼動可能なハードウェアの環境等の検討また、その後の購入支援」を依頼する旨が記載されている。

オ B社作成の平成21年12月28日付書面及び平成22年3月31日付書面

B社からインスパイアに対して、平成21年12月28日付書面及び平成22年3月31日付書面が交付されている。

(ア) 平成21年12月28日付書面

平成21年12月28日付書面には、本件システム開発基本契約書に基づいてB社が実施するとされている業務と、その予算が記載されている。その内容は以下のとおりである。

番号	支援業務内容	予 算
①	カード情報作成システム一式	3,500,000 円
②	カードリーダー内蔵型汎用モバイル端末及び付随アプリケーションソフトノウハウ一式 (※)	70,000,000 円
③	カード決済版包括加盟店管理システム一式	10,000,000 円
④	D社前渡金	15,000,000 円
⑤	カードリーダー内蔵型汎用モバイル端末及び付随アプリケーションソフト開発リソース一式 (※)	20,000,000 円
⑥	カードリーダー内蔵型汎用モバイル端末及び付随アプリケーションソフト開発ノウハウ取得に伴う人件費を含むハンドリング・フィー、並びに依頼されたビジネススキーム等検討、及びその結果の提案書（調達資料等実費代含む） (※)	15,000,000 円
⑦	カード発行会社（D社）及びカード決済会社2社との現地調整、計画書の翻訳、運用ノウハウの取得等、米国におけるハンドリング・フィー	20,000,000 円
⑧	返金	△6,500,000 円
合計		153,500,000 円

（注：平成21年12月28日付書面によれば、上表のうち、(※)の記載のある業務については、「一部予算オーバーが予想される業務」とのことである。）

(イ) 平成22年3月31日付書面

平成22年3月31日付書面には、本件システム開発基本契約書に基づいてB社が実施したとされる業務と、実際にかかったとされる金額が記載されている(なお、これらの書面記載の各業務に関連する各資料は、後記(3)において改めて業務ごとに整理し、検討する。)。その内容は以下のとおりである。

番号	支援業務の内容	予 算	金 額
①	UTIL3150 - WIN MODEL3150 専用ユーティリティー式	3,500,000 円	3,500,000 円
②	カードリーダー内蔵型汎用モバイル端末及び付随アプリケーションソフトノウハウ一式	70,000,000 円	71.62 万ドル +5 万ドル
⑤	カードリーダー内蔵型汎用モバイル端末及び付随アプリケーションソフト開発リソース一式	20,000,000 円	19.82 万ドル
⑥	カードリーダー内蔵型汎用モバイル端末及び付随アプリケーションソフト開発ノウハウ取得に伴う人件費を含むハンドリング・フィー、並びに依頼されたビジネススキーム等検討、及びその結果の提案書(調達資料等実費代含む)	15,000,000 円	15.06 万ドル
③	カード決済版包括加盟店管理システム一式	10,000,000 円	8 万ドル
④	D社前渡金	15,000,000 円	15 万ドル
⑦	カード発行会社(D社)及びカード決済会社2社との現地調整、計画書の翻訳、運用ノウハウの取得等、米国におけるハンドリング・フィー	20,000,000 円	20,000,000 円
合計		153,500,000 円	23,500,000 円 +134.5 万ドル

なお、平成22年3月31日付書面には、「納品書等の証憑類は、御社を宛先として提出済みとなっておりますが、一部、最終成果物として完成していないものについては、仮(draft)となっております。本報告書提出後の業務の取り纏めは、貴社にてご対応との意向とお聞きしておりますので宜しくお願い申し上げます。」との記載がある。

(3) 本件システム開発に関し、B社が実施したとされる業務について

前記(2)オ(イ)の平成22年3月31日付書面では、本件システム開発に関してB社が実施したとされる、番号①ないし番号⑦の各業務が記載されている。

当委員会に提出された資料等には、これらの各業務について、それぞれ以下の資料等が存在する。

ア 平成22年3月31日付書面の番号①の業務に関連する資料

(ア) 平成22年3月31日付「業務報告書(兼納品書)」と題する書面

番号①の業務に関連する資料として、B社代表取締役jj氏の記名押印があるインスパイア一宛の平成22年3月31日付「業務報告書(兼納品書)」と題する書面が存在する。同書面には、「カード事業立上支援業務」を作業内容、「平成21年9月1日から平成22年3月31日まで」を作業期間とし、「UTIL3150 - WIN MODEL3150 専用ユーティリティー式」1個を350万円にて納入したとの記載がある。

ただし、同書面下部には受入者が署名・押印するためのものと考えられる欄があるものの、同欄は空欄である。

(イ) 平成22年4月7日付「検収通知書」と題する書面

番号①の業務に関連する資料として、インスパイア一を差出人とするB社宛の平成22年4月7日付「検収通知書」と題する書面が存在する。同書面は、後記(ウ)のCDの納品を受け、検収を行ったとして作成されたものである。後記(ウ)のとおり、当該CDはインスパイア一がB社に委託して開発されたものではなく、O社製のものであり、インスパイア一が新たに開発したものではない。

なお、同書面には検収者の押印欄があるものの、同欄は空欄である。

(ウ) 「MODEL3150 Utility CD (Version 1.05)」ないし「O社 MODEL3150 Protect CD (Version 1.5)」と記載のあるCD(後記3(1)の「No. MIC00908」のCD、「No. MIC00907」のCD)

番号①の業務に関連する資料として、O社製の「MODEL3150 Utility CD (Version 1.05)」ないし「O社 MODEL3150 Protect CD (Version 1.5)」と記載のある、以下の各CDが存在する(各CDの分析・評価の詳細は後記3のとおりである。)

- ① 表面に「O社 MODEL3150 Utility CD (Version 1.05)」と記載されたCD (後記3 (1) の「No.MIC00908」のCD)

①のCDの表面には、「本CDに収録されたソフトウェアは、弊社よりご購入いただいたハードウェア製品と併用される場合に限り、無償でご使用いただけます」との記載がある。

後記3のとおり、A社によれば、本CDに収納されているデータは、O社が作成したMODEL3150カードリーダー/ライター関連のソフトウェアであり、当時一般に市販されていたもの(約10万円から50万円程度)であり、資産性はないとのことである。

本CD内のファイルの日付は平成16年1月18日から平成19年1月18日とのことであり、前述の表面の記載やファイルの作成時期等からすれば、この内容がインスパイアーにおいて新たに開発されたものと認めることには疑問がある。

- ② 表面に「O社 MODEL3150 Protect CD (Version 1.5)」と記載されたCD (後記3 (1) の「No.MIC00907」のCD)

②のCDの表面には、「本CDに収録されたソフトウェアは、弊社よりご購入いただいたハードウェア製品と併用し、弊社に同意書をご提出いただいた場合に限り、無償でご使用いただけます」との記載がある。

後記3のとおり、A社によれば、本CDに収納されているデータは、磁気カードリーダー/ライター MODEL3150のマニュアルと、プロテクションプログラム、プロテクション解除プログラム、とのことである。同社によれば、ハードウェアであるMODEL3150が無いために動作確認が出来ないが、仮に正常に機能する場合、磁気カードにプロテクションをかけるプログラムだった可能性があるとのことである。

同社によれば、本CD内のファイルの日付は平成17年5月11日から平成19年6月7日とのことであり、前述の表面の記載やファイルの作成時期等からすれば、本CDに収納されているデータについて、インスパイアーにおいて新たに開発されたものと認めることには疑問がある。

(エ) 「磁気カードリーダー/ライター専用ユーティリティ (プロト版) 操作マニュアル」と題する書面

番号①の業務に関連する資料として、作成者不明の「磁気カードリーダー/ライター

専用ユーティリティ（プロト版） 操作マニュアル」と題する書面が存在する。同書面は、「磁気カードリーダー/ライター」専用ユーティリティシステムの使用方法について説明するものである。

当委員会が本調査のため O 社ホームページより入手した「UTIL3150 - WIN MODEL3150 専用ユーティリティ 操作ガイド」と比較すると、各頁下部にある同社のコピーライトの記載が削除され、表紙部分が差し替えられているほか、両者の体裁・内容は全く同一である。

後記3のとおり、A 社によれば、前記（ウ）②の CD には、「磁気カードリーダー/ライター MODEL3150」のマニュアルが収納されているとのことである。

イ 平成22年3月31日付書面の番号②、⑤及び⑥の業務に関連する資料

（ア） P 社を当事者とする「ソフトウェア製品販売基本契約書」と題する書面

番号②、⑤及び⑥に関連する資料として、インスパイアー及びP 社を当事者とする「ソフトウェア製品販売基本契約書」と題する書面が存在する。同書面の記載内容は、概要以下のとおりである。

- ① 本契約は、P 社が開発したソフトウェアの使用権をインスパイアーに対して販売し、インスパイアーがそれを二次加工したものの利用権を販売することについて定める。
- ② インスパイアーは、米国以外の地域におけるソフトウェアの使用権及びシステムの利用権を取得する。米国内については、別途協議の上定める。
- ③ P 社からインスパイアーに対してソフトウェアを納品する日時及び場所は、別途協議の上定める。
- ④ インスパイアーは、ソフトウェアの納品後14営業日以内に、その受入検査を行い、P 社に対して速やかにその結果を報告する。報告がない場合、当該期間の満了をもって検査に合格したものとみなす。

ただし、当委員会に提出された同書面には、作成日付並びにインスパイアー及びP 社の各代表者の署名（記名）押印が存在しない。また、P 社は各書面の記載上は米国法人であるが、当委員会に提出された資料には同書面の英訳は存在しない。

（イ） P 社との交渉経過を記載した報告書

番号②、⑤及び⑥の業務に関連する資料として、インスパイアー社員がP 社との打ち合わせ内容等を報告した報告書が存在する。その概要等は以下のとおりである。

作成日付	作成者	記載の概要
H22.2.10	新規事業部 kk	「2/2、3にP社訪問（ggさんより報告書提出）」との記載がある（なお、平成22年2月2日ないし同月3日にP社を訪問したとの報告書は存在しない。）。
H22.2.26	経理部付 II	P社と電話会議を行った。インスパイアーからは、P社に対し、インスパイアーがB社から引継ぎを受けた後、ソフトウェアの検証やビジネスモデルの構築に向けた整備を続けている状況であることを伝え、ソフトウェアに関する契約の締結を打診した。P社からは、インスパイアーに対し、検収時期の目処や訪米時期の設定についてアクションを起こすように要請があった。
H22.3.29	II氏	P社と電話会議を行った。P社からは、インスパイアーに対し、コスト負担の増額、ソフトウェア基本契約書におけるP社の著作権等の主張及び訪米時期の確定について要請があった。この要請に対し、インスパイアーからは、コスト負担及び訪米時期については検討すると伝え、著作権等に関してはインスパイアーが米国以外の地域において独占的販売権を保有することを主張した。
H22.4.17	II氏	gg氏、II氏、現地通訳にて米国のP社を訪問した。P社からは、インスパイアーに対し、コスト負担の増額、ソフトウェア基本契約書におけるP社の著作権等の主張があった。これに対し、インスパイアーからは、追加でのコスト負担は想定していないこと、著作権等に関してはインスパイアーが米国以外の地域においての独占的販売権を保有することを主張する旨を伝え、「ソフトウェア製品販売基本契約書」の読み合わせを行った。また、P社からは、インスパイアー宛に既にインボイスを送付した事実を伝えられた。インスパイアーは、P社との間で、ディスカウント交渉及び上記契約書の締結交渉を行ったが、いずれも合意には至らず、早期に次回の交渉の場を設定すると

		いうことで、打ち合わせは終了した。
H22.5.28	gg 氏	P 社と電話会議にて「ソフトウェア製品販売基本契約書」の締結についての話し合いを行った。インスパイアーからは、米国以外の地域においてのソフトウェアの使用権及びシステムの利用権を保有することを主張した。P 社からは、インスパイアーに対し、米国内における上記ソフトウェアを用いたビジネス展開の概要についての報告があるとともに、上記内容の確認のため、次回訪米時期を確定するよう強い要請があった。
H22.6.24	gg 氏	bb 氏及び gg 氏にて、C 社との間で、上記のとおり P 社から要請されていた追加のコスト負担について話し合いを行った。インスパイアーとしては追加のコスト負担は考えておらず調整中であり、次回訪米時には最終的な結論を出すかと伝えた。
H22.6.30	gg 氏	P 社と電話会議を行った。次回の訪米時期については、カード事業を踏まえたインスパイアーの事業計画の策定が終了次第となり、具体的には7月中旬から8月頃になると伝えた。

以上のとおり、本件システム開発に関しては、インスパイアー社員と P 社との交渉経過を記載した報告書が存在する。平成22年2月以降、著作権の帰属や内容、ソフトウェアについてインスパイアーと P 社において、インスパイアーが販売可能な場所的範囲等に関し協議がなされているものの、「ソフトウェア製品販売基本契約書」の締結協議中であり、同年6月30日付報告書によれば、この段階に至っても最終的な契約締結自体に至っていないと見受けられる。

当委員会に提出された資料等においては、平成22年6月30日付報告書以降、P 社との交渉経過を記載した報告書等の書面は存在せず、同時期以降に交渉が継続してなされたことを示す資料も存在しない。

- (ウ) 「汎用モバイル端末一式」、「モバイル端末一式」、「モバイル端末付属一式」ないし「モバイル端末パーツ一式」とラベリングされた CD (後記3(1)の「No. MIC00899」の CD、「No. MIC00900」の CD、「No. MIC00901」の CD、「No. MIC00902」の CD)

番号②、⑤及び⑥の業務に関連する資料として、CD ケースに「インスパイアー株式会社御中」、CD 表面に「P 社」とのラベルとともに「汎用モバイル端末一式」、「モバイル端末一式」、「汎用モバイル端末一式」又は「モバイル端末パーツ一式」とラベリングされた各 CD が存在する（各 CD の分析・評価の詳細は後記 3 のとおりである。）。

なお、後記（ク）のとおり、P 社を差出人とする「Attachment For Invoice」と題する書面は英語記載である一方、以下の各 CD のラベリングは全て日本語記載である。

① 表面に「汎用モバイル端末一式」と記載された CD（後記 3（1）の「No.MIC00899」の CD）

後記 3 のとおり、A 社によれば、本 CD に収納されているデータは、平成 19 年 10 月 23 日 11 時 30 分から平成 20 年 10 月 30 日に生成されたプログラムやドキュメントであると思われ、ファイルの内容を見ると、I 社が G 社に納品した成果物と思われるとのことである。

本 CD 内のデータの作成日付からすれば、当該データは G 社においてモバイル端末を開発等していた際のものである可能性があり、インスパイアーにおいて新たに開発されたものと認めるには疑問がある。

② 表面に「モバイル端末一式」と記載された CD（後記 3（1）の「No.MIC00900」の CD）

後記 3 のとおり、A 社によれば、本 CD には、「MC - 6000」のモバイル端末に関連したファイル一式が保管されている。同社によれば、本 CD 内のデータは G 社により開発されたとの記録があり、「MC - 6000」自体は動作していた可能性が高いと思われる、とのことである。また、J 社向けに「MC - 6000」をカスタマイズしようとした記録や、海外決済向けに「MC - 6000」をカスタマイズしようと海外の仕様を調査した形跡がある、とのことである。ただし、同社によれば、提案と書かれたフォルダや開発ファイルはあるものの、要件定義書、外部仕様書、内部仕様書、テスト仕様書、他納品時に必要な書類などはなく、それらがないと成果物としての価値はない、とのことである。

本 CD 内のデータ記録からすると、当該データは G 社においてモバイル端末を開発等していた際のデータである可能性もあり、インスパイアーにおいて新たにシステム開発を行っていたものに関連したデータと認めるには疑問がある。

③ 表面に「モバイル端末付属一式」と記載された CD（後記 3（1）の

「No.MIC00901」のCD)

後記3のとおり、A社によれば、本CDには、Q社の周辺機器接続ケーブル、R社の磁気カードリーダーの関連ファイルと、S社のデビットカード仕様書が入っている、とのことである。同社によれば、フォルダ直下に TestReader.lzh、PrinterTest.lzh というプリンタテスト関連ファイルと、「決済管理画面」フォルダ内に、プリンタのテスト画面や決済画面のキャプチャがビットマップ形式にて保存されており、キャプチャの画像を確認したところ、テストは平成19年12月10日に実施されたと思われる(タイムスタンプは同月13日である)、とのことである。なお、同社によれば、PrinterTestなどに中国語によるテストが含まれており、中国人または中国企業により開発が行われていたものと思われる、とのことであり、また、コンバートフォルダ内には、T社による、投票券オーダーリング端末ソフトウェア関連の仕様書が入っていたとのことである。

同社によれば、ファイルの更新時期は平成15年12月12日から平成19年12月13日であり、ファイル更新時期からすると、この内容もG社においてモバイル端末を開発等していた際のものである可能性があり、インスパイアにおいて新たに開発されたものと認めるには疑問がある。

④ 表面に「モバイル端末パーツ一式」と記載されたCD(後記3(1)「No.MIC00902」のCD)

後記3のとおり、A社によれば、本CDに収納されているデータは、無線端末通信用のマニュアルやサイトイメージ、無線カード関連資料、液晶モジュール関連資料、バッテリー関連資料、プリンタ・リーダーのユーティリティのバックアップ、デビットカードの仕様書やガイドライン、テストアプリケーションなどであるとのことである。

A社によれば、本CD内のファイルの更新日時は、平成13年7月29日から平成20年11月6日であるとのことであり、その時期からすれば、当該データはG社においてモバイル端末を開発等していた際のものであり、インスパイアにおいて新たに開発されたものであると認めるには疑問がある。

(エ) 「G社 MC-6000」と記載のある機器

番号②、⑤及び⑥の業務に関連する資料として、表面に「G社 MC-6000」と記載のある機器が存在する。ただし、同機器は現在電源が入らない状態にあり、実際の作動状況等を確認することはできなかった。

前記1(1)アのとおり、当委員会に提出された資料等によれば、「MC - 6000」は、平成20年頃にはG社において既に開発が完了していた機器であると考えられ、インスパイアは何らかの方法でその機器を入手したものと推測される。一方、当委員会に提出された資料等には、本件システム開発の開発対象であると考えられる「MC - 8000」の端末は存在しない。

このように、本機器は既にG社において開発済みの機器であると考えられ、インスパイアにおいて新たに開発した機器であるとするには疑問がある。

(オ) 「MC - 6000 評価試験報告」と題する書面

番号②、⑤及び⑥の業務に関連する資料として、平成18年11月27日付U社を作成者とする「MC - 6000 評価試験報告」と題する書面が存在する。同書面においては、「MC - 6000」という機器の基本機能、動作及び耐久性等についての試験結果が記載されている。

なお、後記(ク)のとおり、P社を差出人とする「Attachment For Invoice」と題する書面は英語記載である一方、本書面の記載は基本的に日本語である。

本資料は「MC - 6000」に関する資料であり、本件システム開発の開発対象と考えられる「MC - 8000」に関する評価試験報告ではない。前述のとおり、「MC - 6000」については既にG社において開発済みであったと考えられ、同評価試験報告は、インスパイアにおける新たなシステム開発に関連するものと認めるには疑問がある。

(カ) 「MC - 8000 決済端末事業に関するご説明資料」と題する書面

番号②、⑤及び⑥の業務に関連する資料として、G社が自社にて開発途中であったと考えられる、モバイル決済端末「MC - 8000」の開発を提案する内容の書面が存在する。同書面には、G社が開発した「MC - 6000」の機能等の改善のために「MC - 8000」の開発事業が立ち上がったこと、開発途中でG社が破産に至ったため、当該事業の承継先を募集していること等が記載されている（G社からの本件システム開発の承継等については、bb氏に対するヒアリングの内容と整合する。）。

本書面は「MC - 8000」の開発の「ご説明資料」であるが、本書面の作成者及び宛先は不明であり、G社は「MC - 8000」に着手していたと考えられることからすれば、本書面がインスパイアによる本件システム開発の過程で作成されたものであると認めるには疑問がある。

(キ) 「カード決済端末仕様書 開発コード：MC - 8000 型」と題する書面

番号②、⑤及び⑥の業務に関連する資料として、インスパイアーを作成者とする「カード決済端末仕様書 開発コード：MC - 8000 型」と題する書面が存在する。本書面は「MC - 8000 型」端末の仕様について記載しており、インスパイアーが作成者とされているが、後記3のとおり、A 社によれば、上記（ウ）①の CD には、I 社が G 社に納品した成果物として、「MC - 8000」の開発を依頼した際のドキュメント等が収納されているとのことである。また、後記（ク）のとおり、P 社を差出人とする「Attachment For Invoice」と題する書面は英語記載である一方、本書面の記載は基本的に日本語である。

このほか、当委員会に提出された資料等には、本書面に示されたモバイル端末も存在しない。

以上によれば、本資料についても、インスパイアーにおいて作成したものか否かについて疑問がある。

（ク） 平成22年3月31日付「Attachment For Invoice」と題する書面

番号②、⑤及び⑥の業務に関連する資料として、インスパイアー代表取締役 ee 氏を宛先とする、P 社の CEO とされる ss と称する人物の署名があるカバーレター付き（なお、同カバーレターの作成日付は平成22年4月16日となっている。）の平成22年3月31日付「Attachment For Invoice」と題する書面が存在する。

同書面には、「MC - 6000 Prototype」等を作業内容、「平成21年6月1日から平成22年6月30日まで」を作業期間とし、請求金額を合計115万 USD とするとの記載がある。

しかし、当委員会に提出された資料等やヒアリングの結果からすると、P 社が具体的にどのような作業を実施したのかは必ずしも明らかではなく、その作業の結果としていかなる成果物が作成され、納品されたのかも明らかではない。仮に、その成果物が前記（ウ）①ないし④の各 CD であるとすれば、その内容及び評価は前記（ウ）のとおりであり、インスパイアー（及びB 社を通じた委託先とされる P 社）にて開発されたと認めるには疑問がある。

ウ 平成22年3月31日付書面の番号③の業務に関連する資料

（ア） 「簡易版包括加盟店精算処理システム -α版-」との記載のある CD（後記3（1）の「NO. MIC00905」の CD）

番号③の業務に関連する資料として、「簡易版包括加盟店精算処理システム -α版-」との記載のある CD が存在する（各 CD の分析・評価の詳細は後記3のとおり）

りである。)

後記3のとおり、A社によれば、本CDに収納されているデータは、平成17年8月12日に作成されたMicrosoft Accessのアプリケーションであるが、マニュアルや用途がないため、誰が何の目的で作ったかは不明であるとのことである。

A社によれば、本CDに収納されているデータの作成時期は平成17年8月であるとのことであり、かかる作成時期等からすれば、本CDのデータが新たにインスパイアにおいて開発されたものと認めるには疑問がある。

(イ) 「簡易版包括加盟店精算処理システム(プロト版) 操作マニュアル」と題する書面

番号③の業務に関連する資料として、作成者不明の「簡易版包括加盟店精算処理システム(プロト版) 操作マニュアル」と題する書面が存在する。同書面は、簡易版包括加盟店精算処理システム(プロト版)のシステム起動・操作手順を説明するものである。

なお、後記(ウ)のV社を差出人とする「Invoice」と題する書面は英語記載である一方、本書面の記載は基本的に日本語である。

本資料にある「簡易版包括加盟店精算処理システム」との内容は前記(ア)のCDの内容と一致するところ、前記(ア)記載のCDの内容がインスパイアにおいて開発されたものと認めるには疑問があることは前記のとおりであり、そうであれば、本資料もCDと同様インスパイアにおけるシステム開発の過程で作成されたものと認めるには疑問がある。

(ウ) 平成22年3月31日付「Invoice」と題する書面

番号③の業務に関連する資料として、V社を差出人とする、インスパイア宛の平成23年3月31日付「Invoice」と題する書面が存在する。同書面には、「Card Settlement System」を作業内容、金額を8万USDとするとの記載がある。

ただし、本書面にはV社代表者等の署名押印は存在しない。

本資料については、実際にV社により作成されたものであるかが必ずしも明らかではない。また、当委員会に提出された資料等やヒアリングの結果からすると、V社が具体的にどのような作業を実施したのかは必ずしも明らかではなく、その作業の結果としていかなる成果物が作成され、納品されたのかも明らかではない。仮に、前記(ア)のCD内のデータがV社によって作成されたことに伴う請求書であるとすれば、同CDの内容・評価は前記(ア)のとおりであり、同CD内のデータがインスパイアから委託され、V社において作業が実施されたと認めるには疑問があ

る。

(エ) 平成22年4月14日付「検収通知書」と題する書面

番号③の業務に関連する資料として、インスパイアーを差出人とするW社宛の平成22年4月14日付「検収通知書」と題する書面が存在する。同書面は、前記(ア)のCDを成果物として納品を受け、検収したという内容の通知書である。

ただし、同書面には検収者の押印欄があるものの、同欄は空欄である。また、宛先であるW社の詳細は不明であり、V社との関係も明らかでない。

さらに、前記(ア)のとおり、A社によれば、本CDに収納されているデータの作成時期は平成17年8月である、とのことであり、このこと等からすれば、かかる内容が新たにインスパイアーにおいて開発されたものと認めるには疑問があり、検収を受けた事実にも疑問がある。

(オ) 平成22年4月17日付出張報告書

番号③の業務に関連する資料として、II氏が平成22年4月15日のV社との打ち合わせ内容等を報告した出張報告書が存在する。その概要等は以下のとおりである。

- ・インスパイアーが、V社に対し、α版はプログラムの見劣りがあるため瑕疵があると主張したところ、V社からは納品後何らの指示等がないまま6ヶ月が経過しているため、検収は済んだものと理解しているとの反論があった。
- ・インスパイアーの検収体制に問題があった事実は認めざるをえず、現在のプログラムをベースとしたビジネスモデルを考える必要がある。

本書面には上記の記載があるものの、当委員会に提出された資料においてはV社からの納品等に関する客観的な資料や、インスパイアーが瑕疵の修正・是正について具体的に検討した資料は存在しない上、上記の出張報告書の内容を前提としたとしても、製品には瑕疵があるままの状態であると思われる。

(カ) 平成21年2月29日付「基本設計」と題する書面及び「X社 Solutions M3 Web System 操作画面」と題する書面

番号③の業務に関連する資料として、X社を作成者とする平成21年2月29日付「基本設計」と題する書面及び「X社 Solutions M3 Web System 操作画面」と題する書面が存在する。

平成21年2月29日付「基本設計」と題する書面においては、プリペイドカー

ド事業におけるカードの金種の管理、チャージ及び利用処理等を行うシステムの基本設計が説明されている。また、「X社 Solutions M3 Web System 操作画面」と題する書面においては、Web上においてカード情報の集計、管理等を行うシステムの操作画面が記載されている。

インスパイア作成にかかる番号③の業務に関する書面（「タイトル ③カード決済版包括加盟店管理システム一式」との記載のあるもの）においては、インスパイアが「別プログラムの検討を進めている中で、X社のプログラムの情報を入手し調整した結果、ベースプログラムの社内検証に限ってであれば、無償貸与いただけるとの提案を受けたために、実際に検証中となっている」との記載がある。同書面の「X社」との記載と、本各書面の記載は一致あるいは酷似している。しかしながら、当委員会に提出された資料等によれば、上記番号③の業務に関する書面に記載されたX社との交渉等を示す客観的資料やベースプログラムの社内検証にかかる客観的資料は見受けられない。

エ 平成22年3月31日付書面の番号④の業務に関連する資料

(ア) D社を差出人とする平成22年3月31日付「Safekeeping Receipt」と題する書面

番号④の業務に関連する資料として、D社を差出人とするインスパイア宛の平成22年3月31日付「Safekeeping Receipt」と題する書面が存在する。同書面は、D社がインスパイアから23万USDを預かっていることを証明する内容となっている。

ただし、本書面にはD社の代表者等の署名押印は存在しない。また、D社は米国法人であると記載されているが、本書面の本文は日本語で記載されており、当委員会に提出された資料にはその英訳は存在しない。

(イ) D社との交渉経過を記載した報告書

番号④の業務に関連する資料として、インスパイア社員がD社との打ち合わせ内容等を報告した報告書が存在する。その概要等は以下のとおりである。

作成日付	作成者	概要
H22.2.10	kk氏	インスパイアが米国でのカード事業に関するエージェント業務を依頼していたC社より、D社

		の役員を紹介された。D社の役員より、同社の米国におけるプリペイドカード事業の概要及び市場動向についての説明を受け、そのほか、決済銀行、デポジットの有無、トランザクションフィー等について議論した。
H22.6.24	gg氏	bb氏及びgg氏にて、C社との間で、D社との交渉についての話し合いを行った。D社からは、インスパイアーに対し、50万USDの支払を要求されており、既払の20万USDを差し引いた残額30万USDの支払時期の確定が求められ、また既払の20万USDについては米国の商慣習上返還しない旨の主張を受けているとの報告があった。そして、C社としては、7月から8月の早い段階で渡米し、D社との間で調整を図る必要があると考えているとのことであった。

(ウ) D社を当事者とする「覚書」と題する書面及び「業務委託契約書」と題する書面

番号④の業務に関連する資料として、インスパイアー及びD社を当事者とする「覚書」と題する書面並びに「業務委託契約書」が存在する。これらの書面は、両者の業務提携について定めるものであり、その具体的内容は以下のとおりである。

- ・D社はインスパイアーに対し、第三者割当増資を行う。インスパイアーはD社に対し、この増資にかかる払込金として総額50万USDを支払うものとする。
- ・D社は、上記割当増資の申込金として、1500万円及び5万USDが預け金として契約締結までに支払われていることを了解しているものとする。
- ・D社はインスパイアーに対し、リチャージ可能なプリペイドカード事業の優先権を付与するものとする。

これらの書面には、いずれも作成日付、並びに当事者の代表者等の署名及び押印は存在しない。また、上記(ア)によればD社は米国法人であると記載されているが、当委員会に提出された資料にはこれらの書面の英訳は存在しない。

(エ) 番号④の業務に関する資料のまとめ

前記(ア)及び(ウ)の各書面については、いずれの書面も作成者の署名押印等

が存在せず、当委員会に提出された資料等においては実際に調印等されたものは確認できていない。

また、前記（イ）（ウ）の資料にはプリペイドカード事業に関する言及が存在し、前記（ウ）の契約書によれば、D社はインスパイアに対してリチャージ可能なプリペイド事業の優先権を付与するものとされている。しかるに、当委員会に提出された資料等には、インスパイアにおいて、平成21年頃から平成22年頃、プリペイドカード事業に関する何らかの事業の検討が具体的になされたり、事業推進の具体的な目処が付いていたと窺わせるものは見受けられない。

以上のとおり、当委員会に提出された資料等からすると、番号④の業務に関連して作成されたとされる前記（ア）ないし（ウ）記載の事業やその準備に必要なシステム開発等が実際に行われたと認めるには疑問がある。

オ 平成22年3月31日付書面の番号⑦の業務に関連する資料

（ア） 平成21年12月27日付「Invoice」と題する書面及び平成21年12月29日付外国送金・本支店間外貨送金計算明細（仕向送金）

番号⑦の業務に関連する資料として、C社を差出人とする、インスパイア宛の平成21年12月27日付「Invoice」と題する書面が存在する。本書面には、「Coordination for D社 Card Services Project」を作業内容、金額を5万USDとするとの記載がある。

ただし、本書面にはC社の代表者等の署名押印はない。

L社発行にかかる平成21年12月29日付外国送金・本支店間外貨送金計算明細（仕向送金）によれば、インスパイアはC社に対し、同日付で5万USDの電信送金を行っている。

（イ） 平成22年3月31日付「業務報告書（兼納品書）」と題する書面

番号⑦の業務に関連する資料として、C社を差出人とする、インスパイア宛の平成23年3月31日付「業務報告書（兼納品書）」と題する書面が存在する。同書面には、「カード事業立上支援業務」を作業内容、「平成21年7月1日から平成22年3月31日まで」を作業期間とし、「カード発行管理会社D社関連一式（ハンドリング・フィー、現地調整費、事業計画書の翻訳、運用ノウハウ取得）及びカード決済会社Y社・Z社関連一式（ハンドリング・フィー、現地調整費、運用ノウハウ取得）、人件費・外注費」を2000万円にて納入したとの記載がある。

ただし、同書面において、C社の責任者の役職、氏名、押印欄はいずれも空欄で

ある。また、同書面下部には受入者が署名・押印するためのものと考えられる欄があるものの、同欄は空欄である。

(ウ) C社を当事者とする平成22年4月30日付「業務委託契約書」と題する書面

番号⑦の業務に関連する資料として、インスパイアーとC社を当事者とする「業務委託契約書」と題する書面が存在する。その具体的内容は以下のとおりである。

- ・インスパイアーはC社に対し、本件システム開発立上支援業務に関し、その米国での事業展開に必要な米国現地における紹介、斡旋、交渉、調整、通訳及び翻訳等の業務を委託する。
- ・契約書の有効期間は平成22年1月1日より、同年3月31日までとする。ただし、実質的な業務遂行期間は、平成21年7月1日と認識する。
- ・上記業務にかかる報酬は5万USDとし、本件システム開発基本契約書の範囲内で既に支払われていることを当事者双方は了解する。

ただし、本書面については、いずれの当事者の署名押印も存在しない。また、上記(ア)によればC社は米国法人であると記載されているが、当委員会に提出された資料には本書面の英訳は存在しない。

(エ) AA社を当事者とする平成22年4月30日付「業務委託契約書」と題する書面

番号⑦の業務に関連する資料として、インスパイアー及びAA社を当事者とする「業務委託契約書」と題する書面が存在する。

この点、インスパイアー作成にかかる番号⑦の業務に関する書面(「タイトル ⑦カード発行会社(D社)及びカード決済会社2社との現地調整、計画書の翻訳、運用ノウハウの取得等、米国におけるハンドリング・フィー」との記載のあるもの)において、C社が前記エ(ア)の業務のかなりの部分をAA社に外注していることが判明し、追加で報酬を請求される可能性を避けるため、AA社との間でも契約を締結した方がよいと考えている旨の記載がある。本書面の具体的な記載内容は以下のとおりである。

- ・インスパイアーはAA社に対し、本件システム開発立上支援業務に関し、その米国での事業展開に必要な米国現地における紹介、斡旋、交渉、調整、通訳及び翻訳等の業務を委託する。
- ・契約書の有効期間は平成22年1月1日より、同年3月31日までとする。ただし、実質的な業務遂行期間は、平成21年7月1日と認識する。
- ・上記業務にかかる報酬は20万USDとし、本件システム開発基本契約書の範囲内で既に支払われていることを当事者双方は了解する。

ただし、本書面については、いずれの当事者の署名押印も認められない。また、上

記番号⑦の業務に関する書面によれば AA 社は米国法人であると記載されているが、当委員会に提出された資料には本書面の英訳は存在しない。

(オ) 番号⑦の業務に関する資料のまとめ

番号⑦の業務に関連する前記 (ア) ないし (エ) の資料を検討すると、前記 (ア) 記載の 5 万 US ドルの送金がなされたことは事実であると思われるが、その原因は不明であり、番号⑦の業務に計上されている 2000 万円とは金額が異なる。

また、前記 (ア) (イ) の資料の作成者欄は空欄であるし、前記 (ウ) (エ) の資料は実際に調印されたのか不明である。

さらに、当委員会に提出された資料等においては、前記 (ウ) (エ) の資料記載の事業展開に必要な業務の委託に基づき、C 社や AA 社がこれらの資料記載の業務を行ったことを示す資料等は見受けられない。

以上のとおり、当委員会に提出された資料等からすると、番号⑦の業務に関連して作成されたとされる前記 (ア) ないし (エ) 記載の業務等が実際に行われたのか否かにも疑問があり、それが本件システム開発にどのように寄与したのかも明らかではない。

(4) BB 社との間の交渉について

関係者に対するヒアリングによれば、前記 (2) (3) の B 社に対するカード事業立上支援業務の委託とは直接関係するものではないが、本件システム開発については、BB 社との間の交渉に関して以下の資料が存在する。

ア 平成 24 年 11 月 12 日付「BB 社 Q&A_2012.11.12.txt」と題する書面

インスパイアーとカード決済システム等を取り扱う米国法人である BB 社との間で作成されたと思料される Q&A が存在する。

本書面には、インスパイアーが BB 社と業務提携を行うことで本件システム開発の日本国内での実現を志向していること、両者の業務提携の具体的な内容としては、インスパイアーの BB 社に対する顧客紹介、インスパイアーの日本におけるデビットカードの発行業務、及び両者による合弁での BB 社日本支社の設立等が記載されている。

ただし、本書面については、いずれの当事者の署名押印も認められず、作成者及び宛先人も明確ではない。また、BB 社は米国法人であると記載されているが、当委員会に提出された資料等には本書面の英訳は存在しない。

イ BB社を当事者とする「Letter of Intent Pursuant to Business Partnership」と題する書面

インスパイアー及び BB 社を当事者とする「Letter of Intent Pursuant to Business Partnership」と題する書面が存在する。

同書面には、法人向けデビットカード等の事業展開に向けて両者が業務提携を行うことや業務提携に際し両者は秘密保持義務を負うこと等の記載がある。

ただし、作成日付の記載及び両当事者の署名押印はない。

2 本件システム開発と整合しない資料の調査・検討等

前記1（2）（3）で述べた資料によれば、インスパイアーから B 社に対してカード事業立上支援業務の委託がなされ、その対価として B 社に対し1億6000万円の支払等がなされた上で、本件システム開発がなされたかのようにあるが、当委員会に提出された資料等には、それと整合しない資料等として、以下の資料等が存在する。

（1） 本件システム開発にかかる金銭の移動について

前記1（2）イ記載の資料によれば、インスパイアーから B 社に対してカード事業立上支援業務の委託がなされ、平成21年4月から同年9月までの間にかけて合計1億6000万円の金銭の預託がなされたかのようにあるが、以下の各資料及びヒアリング結果は、これと整合しない。

ア 平成21年6月2日付総勘定元帳及び普通預金口座の取引記録

前記1（2）イのとおり、平成21年4月2日付、同月3日付、同月15日付で B 社からインスパイアーに対して交付された「御預証」では、同月2日付で3500万円、同月3日付で2000万円、同月6日付で1300万円、同月15日付で1000万円がインスパイアーから B 社に預託されたこととされている。

また、インスパイアーの総勘定元帳でも、上記各金銭はインスパイアーから B 社に対して支払われたこととされている。

しかし、インスパイアーの平成21年6月2日付総勘定元帳（現金及び普通預金の勘定科目欄）及び普通預金口座（L 社）の取引記録によれば、平成21年4月2日付で3500万円、同月3日付で2000万円、同月6日付で1300万円、同月7日付けで1000万円の合計7800万円が、インスパイアーから B 社ではなく hh 氏に対して支払われたことを示す記載がある。

同一の会社において内容の異なる総勘定元帳が存在すること自体が極めて不自然であるが、いずれにしても、平成21年6月2日付総勘定元帳（現金及び普通預金の勘定科目欄）及び普通預金口座（L社）の取引記録は、インスパイアーからB社に対して本件システム開発のための資金が交付されたという事実について強い疑いを生じさせるものである。

イ B社代表取締役jj氏に対するヒアリング結果

前記1（2）イの「御預証」と題する書面には、インスパイアーがB社に対し、前渡金として合計1億6000万円（内650万円については、その後返還されている）を支払ったことを示す記載がある。

しかし、B社代表取締役であるjj氏に対するヒアリングによれば、各「御預証」はjj氏が作成したものではなく、hh氏が持参し、同人から依頼されるままに押印したものであり、合計1億6000万円の金銭の支払及び預かりの事実はないとのことである。

また、jj氏によれば、前記1（2）ウの本件システム開発基本契約書に定める1億6000万円の費用に関する記載についても、hh氏から当該記載を契約書に規定することを依頼され、同氏に「迷惑はかけないから」と言われたことや、同契約書を締結すれば、本件システム開発に関するその後のビジネスチャンスを獲得することができると考えたことなどから、同氏の依頼に応じたものであり、当該契約書の内容の合意をした事実はないとのことである。

そして、jj氏によれば、インスパイアーからB社が委託された業務は、既に存在していたプログラムを検証する業務のみであり、本件システム開発を新たに行うにあたって必要となるプログラムの開発業務等は何ら行っておらず、他の開発会社をインスパイアーに紹介したこともなければ、他の開発会社に対して開発を委託したこともない、平成22年3月31日付書面等において本件システム開発を実際に行ったとされるP社、D社等がどのような会社かも知らない、とのことである。

(2) 会計処理に関する社内メール等

B社に対するカード事業立上支援業務の委託及び1億6000万円の支払とは整合しない資料として、以下の前記第2の1の会計処理に関連する社内メール等が存在する。

ア 平成21年4月8日付mm氏作成のメール

平成21年4月8日付でインスパイア経営企画室のmm氏から同社経理部のii氏宛てに送られたメールには、以下の記載が存在する。

「いったいぜんたい、あの1.67億円はどこに消えたのでしょうか。昨日どこかに持って行った45百万円で全部終わりですか。結局、調達した資金はどこかに消えた、借入金は未返済のまま、と言う状況で、どうして4/20や4/30に資金が正常化できると言っているのかが分かりません。」

上記記載の中の「1.67億円」という金額は、前記1(2)アのN社からの払込金額と一致するものである。

上記メールにおいて当該「1.67億円」が「どこかに消えた」、「調達した資金はどこかに消えた」と述べられていることからすると、同メール作成の時点で、mm氏はN社からの払込金1億6700万円の行方を認識していなかったことが窺われる。

上記メールの記載は、平成21年4月以降、B社に対して前渡金として1億6000万円が交付されたという事実疑問を生じさせるものである。

イ 平成22年3月10日付mm氏作成のメール及び同メール添付の「B社向け預け金の説明概要」と題する書面

平成22年3月10日付でmm氏からee氏、hh氏、ff氏、bb氏、gg氏及び当時取締役であったnn氏宛に送られたメールには、以下の記載が存在する。

「また、B社への前渡金が複数回に渡っていることから、その理由を問われた場合の回答案を添付のとおり作成いたしました」

そして、同メールに添付された「B社向け預け金の説明概要」と題する書面には、以下の記載が存在する。

- ・「当社はH21.2の差押事案により現預金等の資金の保全に敏感になっていた。」
- ・「そのため、当社内の試算に基づき、当社の現預金の一時避難も兼ねて、B社に預かってもらっていた」
- ・「その後、調査・調整の結果、カード及びフランチャイズ事業の立ち上げ資金として160百万円程度との試算が纏まったため、B社と6/末に契約を締結した。」
- ・「その後も、契約に基づき、160百万円の範囲で、資産の保全も兼ねて預託を継続していた。」

これらのメールの記載によれば、上記「B社向け預け金の説明概要」と題する書面は、インスパイアがCC社からB社への前渡金の支払を示した証憑等について問い合わせを受けた場合に、当該金銭の支払に対して事後的な理由付けをするために作成されたものである可能性が高いと考えられる。

もともと平成21年4月頃からのB社に対する1億6000万円の金銭の支払が本件システム開発の目的でなされたものであったならば、平成22年3月になり、CC

社から「理由を問われた場合の回答案」をわざわざ「作成」しておく必要はない。

また、上記メールでは、B社に対する資金の預託は差押を回避して資産を保全するためであると記載されており、本件システム開発の目的とは記載されていない。

このことからすると、インスパイアーがB社に対し、本件システム開発の支援業務費用として前渡金を支払ったとすることには疑念を禁じえない。

ウ 平成22年3月18日付mm氏作成のメール

平成22年3月18日付でmm氏からee氏、hh氏、当時取締役であったoo氏、ii氏、ll氏及びnn氏宛てに送られたメールにおいて、以下のとおりの記載が存在する。

- ・ソフトウェア仮勘定に計上された約1.6億円の決算対応について協議した。
- ・B社への委託業務に関する工数表や業務委託契約書等を作成する予定であり、これにより経費の裏づけを行う。
- ・<作成予定資料>

業務委託契約書（B社経由での業務の引継ぎを明確化）

本件業務に関する工数表

上記メールの記載によれば、B社に対する委託業務については、同メールが作成された平成22年3月18日の時点において、工数表や業務委託契約書等が作成されておらず、決算対応の必要性から事後的に資料を作成しようとしていたことが窺われる。

エ 平成22年4月12日付「経過説明」と題する書面

前記1（1）ア⑤のとおり、作成者不明の平成22年4月12日付「経過説明」と題する書面がインスパイアー社内存在する。

同書面は、その記載内容等からして、本件システム開発の経過について記載されたものと考えられるが、その中には、遅くとも同書面作成時点における「結論」として、P社との間の交渉が難航し、当該時点で受領した製品やプログラムを受け入れる旨の判断をしたとの記載がある。

以上の記載によれば、当該書面が作成された平成22年4月12日時点において、本件システム開発について利用可能なハードウェアやシステムプログラムは存在していなかった可能性が否定できない。

(3) 前記1の本件システム開発に関する資料の不自然さ

前記1（2）（3）のとおり、本件システム開発に関する資料については、少なくとも以下の不自然な点が指摘できる。

ア 本件システム開発に対する事前検討の不存在

前記1（1）イ（ア）のとおり、本件システム開発が立ち上げられたとされる時期と相前後する時期には、インスパイアでは同種の事業（カード事業）に対し約1億9000万円の多額の資金が投入されたことが窺われるが、当委員会に提出された資料等からすると、その結果として特段の成果物は得られていない。

それにも関わらず、当委員会に提出された資料等には、本件システム開発については、開発業務の立上げに際して、想定される費用、収益性、事業計画等について具体的な検討がされたことを示す資料は特段見受けられない。また、当委員会に提出された資料等には、本件システム開発に関する要件定義書、工程表等の、システム開発を行う場合に当然必要となる書面も存在しない。

インスパイアの総勘定元帳や関係者のヒアリング等によれば、本件システム開発の立上げがなされたとされる平成21年1月から同年4月頃の時期は、他社から資産の差押えを受けるなどにより、インスパイアの資金繰りは余裕のあるものではなかった。

かかる状況において、通常、事業を新たに立ち上げ、システム開発を行う場合に当然検討・作成すると思われる事項についての資料が何ら存在しないことは不自然であり、本件システム開発の実在性を疑わせるものである。

イ 取引関係書類における署名・押印の不存在

前記1の各資料には、作成者や当事者等、各書面の内容を確認すべき者の署名押印がないものが多数存在する。

これらは、当事者間の権利関係を規定する、取引上極めて重要な書面である契約書や、預り証である。

作成当時、作成者や当事者等において署名押印をすることが困難であるとの事情は特に見受けられず、むしろ署名押印をするのが一般的であると考えられることから、署名押印がないという事実自体をもって、各資料の信用性や有効性を疑わせるものである。

ウ 報告書面等の不存在

本件システム開発は、前記アのとおり資金繰りに余裕がない中で、約1億6000万円という金額を投じて立上げを開始したものであったと窺われる。

それにも関わらず、当委員会に提出された資料等には、本件システム開発の委託先

であるB社や同社からかかる業務の再委託を受けシステム開発を実際に行ったとされる取引先（P社やD社等）からの経過報告書等の報告書面は存在しない。

さらに、当委員会に提出された資料等には、本件システム開発の経過や状況を記録した資料も存在しない。

これらの事実もまた、本件システム開発の実在性を疑わせるものである。

（４） 成果物の評価

後記3のとおり、当委員会が別紙1－2（調査対象CD一覧表）記載のCDの分析・評価を委託した会社であるA社（後述のとおり、システムやコンテンツの開発を業とする）によれば、当委員会が本調査のためにインスパイアから交付を受けたCDのうち、本件システム開発の成果物とされるCDには、そこに収容されているプログラムの作成時期やその内容からして、平成21年以降に開発が行われたと認められるものは存在しないと考えられる、とのことである（これらのプログラム及びドキュメントは、基本的に、他社（G社等）が既に開発したものであると推認される。）。

本件システム開発に関連すると考えられるCDとして「MIC00899」とのCDがあり、A社によれば、同CDには、「MC-8000」を開発しようとした計画や仕様設計関連のドキュメントが含まれている、とのことである。しかし、A社によれば、要求仕様や設計を行った形跡はあるものの、プロジェクト全体の設計仕様はもとより、外部設計、内部設計などの仕様書、サーバ側アプリケーションは見当たらず、端末についても実際に開発後のテスト結果や納品関連資料がないため、独自開発物としての資産性があるとは認められない、とのことである。また、同CD内のプログラムやドキュメントは平成19年10月23日11時30分から平成20年10月30日に生成されたものであり、いずれにしてもインスパイアにおいて、平成21年以降に開発が行われたものと認めるには疑問がある。

なお、当委員会が本調査のためにインスパイア社から交付を受けたCDのうち、「MIC00897」とのCD及び「MIC00898」とのCDに関しては、インスパイアにて独自に開発がなされたとも思われるものが含まれているようであるが、その内容から本件システム開発とは関連がないものと考えられ、かつ、A社によれば、端末の動作確認や仕様確認を行うためのテストアプリケーションがほとんどであり、それ自体が事業の用に供するほどの内容のものではない、とのことである。

この点、当委員会がヒアリングを行った関係者のうち数名の説明（インスパイアの元会計監査人所属の公認会計士の説明も含む。）によれば、詳細な内容や時期は不明であるが、①何らかのシステムデータが記録されたハードウェア及び②カード決済のためのモバイル決済端末が存在していた上、①②はいずれも一定の動作をする状態に

あったことを確認したことがある、とのことである。

しかしながら、関係者のヒアリングの内容によっても、いつ、いかなる製品が存在し、どのような動作を行ったか、誰からインスパイアーに納品されたのかは曖昧であって、当委員会が行ったヒアリングにおいては、いずれの関係者もこれらの点に関して明確な説明を行っていない。

また、当委員会に提出された資料等からすると、インスパイアーにおいて、本件システム開発に関連して納品された可能性がある資料としては別紙1-2記載の各CD（後記3（1）記載の各資料）が存在するのみであり、それ以外に本件システム開発に関して納品されたと思われる成果物は存在しない。

そして、いずれの関係者についても、①②の製品は、本件システム開発を完了したことによる「完成品」だったと明確に述べる者は存在せず、今後、さらに資金を投入して何らかのカスタマイズを行うことにより実用に供することを予定していたものであったと述べるものもある。さらに、関係者が一致して述べるところによれば、実際に確認したとされる動作内容としても、一定の操作を行うことによりこれに反応して何らかのデモ画面が表示された、あるいは、テスト用の紙面の印刷が可能であった等の状態とのことであり、1億6000万円もの金銭が投入され、直ちに事業の用に供することのできる状態のものであったというには疑問が残る。

これらからすると、平成21年頃に、仮に何らかのシステムデータが記録されたハードウェアやカード決済のためのモバイル決済端末が存在していたとしても、いずれにせよ、本件システム開発の成果物であったというには疑問がある。

関係者の言及する①②の製品が現存しないことからその内容は不明であるが、ヒアリング結果等からすれば、仮に関係者らが何らかの仕掛品等の存在や動作の確認をしていたとしても、①後記3のCDの一部の内容がハードウェアに記録されており、そのデータの一部がPC画面上で表示されていた程度のもの、また、②破産手続開始前にG社が既に開発し、動作することが確認されていた決済用のモバイル決済端末である「MC-6000」が何らかの方法によりインスパイアーに渡り、何らかの動作を行っていた程度のものであった可能性もある。

また、インスパイアーの元会計監査人であるEE社所属公認会計士pp氏に対するヒアリングによれば、pp氏は、インスパイアーの平成24年3月期頃の会計監査における実査において、インスパイアー側による説明（実際の説明を行った者は不明。）に基づき、化粧品の販売等を行うFF社が運営する東京都内の店舗において、インスパイアーから売却又は貸与を受けた製品とされる決済システム（カードリーダー付）が存在し、実用に供されて動作するのを確認した、とのことである。

しかし、当委員会に提出された資料等には、pp氏が述べるような決済システム（カードリーダー付）は存在しない。また、前記（1）によれば、本件システム開発の支援

業務の委託を受けたとされるB社に対する前渡金1億6000万円の交付がなされたかは疑わしく、pp氏が述べるような決済システムの具体的な開発行為が如何なる会社によってなされていたかを確認できる資料等は見受けられない。

平成24年3月当時には、タクシーや店舗等において、カード決済用の端末やシステムはごく一般的に利用されていたものと認められ、これらからすれば、pp氏においては、本件システム開発行為の成果物でない他の何らかの機器を、インスパイア一側の説明により、本件システム開発行為の成果物と誤認した（させられた）可能性も否定できないと考えられる。

なお、上記ヒアリングにおいて、当委員会は、EE社所属公認会計士yy及びpp氏に対し、仮に、本調査を踏まえてインスパイア一において過年度の財務諸表に訂正を行う必要が生じることとなった場合、EE社がインスパイア一の会計監査人を務めていた決算期について、訂正後の財務諸表に関する監査を行って監査意見を述べることは可能か否か質問した。これに対しては、EE社は金融庁から平成26年5月23日付で業務の一部の停止1年（契約の新規の締結に関する業務の停止）（平成26年5月27日から平成27年5月26日まで）等の行政処分が行われていることなどの理由から、そのような対応を行うことはできない、との回答がなされた。

(5) まとめ

以上のとおり、当委員会に提出された資料等からすると、①本件システム開発に関してB社に対して交付されたとされる1億6000万円が実際にB社に交付されたか自体が疑わしいこと、②本件システム開発やB社に対する資金の交付の実在性を疑わせる社内メール等が存在すること、③本件システム開発に関する資料には不自然な点が多く存在すること、④インスパイア一が本件システム開発に関連する成果物として交付したCDのいずれについても、1億6000万円の資金を要してインスパイア一が独自に開発委託を行い、納入されたものとは考え難いこと等からすれば、これらの資料をもって本件システム開発が具体的に進捗し、実用可能な程度あるいはそれが確実と見込まれる程度のソフトウェアの成果物が実際に作成されていたと認めるには合理的な疑いがある。

3 本件システム開発に関連して納品された成果物とされる資料の分析・評価

当委員会がインスパイア一に対し、本調査に関連する本件システム開発に関連する「納入物」又は「成果物」とされるシステム又はソフトウェア等の一切を記録媒体のいかんを問わず提出するよう求めた結果、インスパイア一から提出された別紙1-2

記載の各 CD（これ以外に提出されたものは存在しない。）について、システムやコンテナの開発を業とする A 社に対し、その分析・評価を依頼した。

同社による分析結果及び評価は、概要以下のとおりである。

(1) 分析対象とした CD 及びその内容物の概要

A 社に対して分析を依頼した CD は、インスパイアから当委員会が開示を受けた以下の CD であり、既に述べたとおりこれ以外に当委員会が本調査のため開示・交付を受けた、本件システム開発に関連する可能性がある成果物とされるものは存在しない。

CD No	内容物の概要
MIC00897	読み取りデータを画面表示し、プリントするテストアプリケーション
MIC00898	端末よりサーバにアクセスし、画面表示、プリントするテストアプリケーション
MIC00899	MC - 8000 の開発を依頼した際の開発ファイル、ドライバ、ドキュメント類（I 社が G 社に対して納品した成果物と思われるが、本格的な開発には入っていないと思料される）
MIC00900	MC - 6000 に関連するファイル、J 社向け及びないし海外向けに仕様のカスタマイズについて調査したファイル
MIC00901	他社の付属機器関連ファイル、S 社発行のデビットカード仕様書、プリンタのテストアプリケーション、T 社による投票券電子化のソフトウェアの仕様書
MIC00902	端末を構成するデバイス関連の資料、テストアプリケーション
MIC00903	MIC00899、MIC00900、MIC00902 と同一内容のファイル
MIC00904	MIC00901 と同一内容のファイル
MIC00905	簡易版包括加盟店積算処理システム α 版（Microsoft Access ファイル）
MIC00906	MIC00905 と同内容のファイル
MIC00907	O 社製 磁気カードリーダー/ライター MODEL3150 関連のプロテクト/プロテクト解除プログラム
MIC00908	O 社製 磁気カードリーダー/ライター MODEL3150 関連ユーティリティ

(2) 分析結果・評価

インスパイアによれば、前記（1）の各 CD はインスパイア社内に保管されて

いたものであり、本件システム開発に関連して納品されたとされるものが含まれているとのことである。

その内容物の概要は前記（１）のとおりであるが、以下、前記１（３）に記載の業務ごとに、Ａ社による検討結果を整理して記載する。

なお、前記（１）のＣＤのうち、MIC00903、MIC00904 及びMIC00906 は、前記（１）の表のとおり他のＣＤの内容物と同一内容であるとのことであるため、以下において重ねて検討の対象としない。

以下はすべて、Ａ社による分析結果の引用であることを留保しておく。

ア 平成２２年３月３１日付書面の番号①の業務に関連すると思われる資料

前記（１）のＣＤのうち、番号①の業務に関連すると思料されるものとしては、以下のものが挙げられる。

(ア) MIC00908 (O社製 磁気カードリーダー/ライター MODEL3150 関連ユーティリティ)

本ＣＤは前記１（３）ア（ウ）①のＣＤである。本ＣＤに収納されているデータは、O社が作成したMODEL3150 カードリーダー/ライター関連のソフトウェアであり、平成２１年から平成２２年頃当時一般に市販されていたもの（約１０万円から５０万円程度）である。

本ＣＤに含まれているファイルの日付は平成１６年１月１８日から平成１９年１月１８日となっている。

(イ) MIC00907 (O社製 磁気カードリーダー/ライター MODEL3150 関連のプロテクト/プロテクト解除プログラム)

本ＣＤは前記１（３）ア（ウ）②のＣＤである。本ＣＤに収納されているデータは、磁気カードリーダー/ライター MODEL3150 のマニュアル、プロテクションプログラム及びプロテクション解除プログラムであり、ハードウェアであるMODEL3150 が無いために動作確認が出来ないが、仮に正常に機能する場合、磁気カードにプロテクションをかけるためのプログラムだった可能性がある。

本ＣＤに含まれているファイルの日付は平成１７年５月１１日から平成１９年６月７日となっている。プログラム及びドキュメントが平成１７年に作成され、keyfileのみ平成１９年６月７日に出来ていることからすると、プロテクト処理の開発は同年に行われ、かつ同年にプログラムが最後に実行されたものと考えられる。

(ウ) 評価

前記(ア)(イ)について、当該ソフトウェアに対応するハードウェア端末はO社の汎用的なもので、開発されたと思われる部分はプロテクト/プロテクト解除を行うプログラムのみである。その独自開発部分についても、ドキュメント等もなく、知識がある技術者が端末にアクセスする動作確認をしたような内容であり、資産価値はない。その開発は平成19年に行われたものである。同商品は販売終了しており、当時の取得価格は不明であるが、相場を考えると、ハードウェア料金及びソフトウェアのライセンス費用を併せて10万円から50万円程度の価値と算定される。

イ 平成22年3月31日付書面の番号②、⑤及び⑥の業務に関連すると思われる資料

前記(1)のCDのうち、番号②、⑤及び⑥の業務に関連すると思料されるものとしては、以下のものが挙げられる。

(ア) MIC00899 (MC - 8000の開発を依頼した際の開発ファイル、ドライバ、ドキュメント類)

本CDは前記1(3)イ(ウ)①のCDである。本CDに収納されているデータには、「MC - 8000」を開発しようとした計画や仕様設計関連のドキュメントが含まれており、これらは平成19年10月23日11時30分から平成20年10月30日に生成されたプログラムやドキュメントであると思料され、そのファイルの内容を見ると、I社がG社に納品した成果物であると考えられる。

本CD内に含まれる開発ファイルやドライバ、ドキュメントの動作確認を行うことはできないが、ハードウェアの仕様書の作成日時などを考えると、ハードウェアの仕様設計を行った際の資料と考えられる。

開発されたアプリケーションはsandgate3フォルダに入っているが、ファイルのタイムスタンプの多くはハードウェアの仕様設計日時と重なっておらず、既存のドライバなどを一部カスタマイズしただけであり、本格的な開発には入っていないと推定される。設計は行われているものの、その後の設計仕様、開発仕様、テスト、納品書などはないため、いずれにしても資産性があるとは認められない。

(イ) MIC00900 (MC - 6000 に関連するファイル、J 社向け及びないし海外向けに仕様のカスタマイズについて調査したファイル)

本 CD は前記 1 (3) イ (ウ) ②の CD である。本 CD には、「MC - 6000」のモバイル端末に関連したファイル一式が保管されている。G 社により開発されたとの記録があり、「MC - 6000」自体は動作していた可能性が高いと考えられる。また、J 社向けに「MC - 6000」をカスタマイズしようとした記録や、海外決済向けに「MC - 6000」をカスタマイズしようとした海外の仕様の調査した形跡がある。ただし、提案と書かれたフォルダや開発ファイルはあるものの、要件定義書、外部仕様書、内部仕様書、テスト仕様書等、納品時に必要な書類などはなく、いずれにしても成果物としての価値はない。

本 CD に収納されているファイルの更新日時は、平成 16 年 7 月 1 日から平成 19 年 12 月 28 日となっている。

(ウ) MIC00901 (他社の付属機器関連ファイル、S 社発行のデビットカード仕様書、プリンタのテストアプリケーション、T 社による投票券電子化のソフトウェアの仕様書)

本 CD は前記 1 (3) イ (ウ) ③の CD である。本 CD には、Q 社の周辺機器接続ケーブル、R 社の磁気カードリーダーライタの関連ファイルと、S 社のデビットカード仕様書が収容されている。フォルダ直下に TestReader.lzh、PrinterTest.lzh というプリンタテスト関連ファイルと、「決済管理画面」フォルダ内に、プリンタのテスト画面や決済画面のキャプチャがビットマップ形式にて置いてあった。キャプチャの画像を確認したところ、テストは平成 19 年 12 月 10 日に実施されたと考えられる(タイムスタンプは 12 月 13 日である)。なお、PrinterTest などに中国語によるテストが含まれており、中国人又は中国企業により開発が行われていたものと考えられる。コンバートフォルダ内には、T 社による、投票券オーダリング端末ソフトウェア関連の仕様書が含まれていた。

本 CD に収納されているファイルの更新日時は、平成 13 年 7 月 29 日から平成 20 年 11 月 6 日となっている。

(エ) MIC00902 (端末を構成するデバイス関連の資料、テストアプリケーション)

本 CD は前記 1 (3) イ (ウ) ④の CD である。本 CD に収納されているデータは、無線端末通信のマニュアルやサイトイメージ、無線カード関連資料、液晶モジュール関連資料、バッテリー関連資料、プリンタ・リーダーのユーティリティのバ

ックアップ、デビットカードの仕様書やガイドライン、テストアプリケーションなどである。

本CDに収納されているファイルの更新日時は、平成15年12月12日から平成19年12月13日となっている

(オ) 評価

前記(ア)ないし(エ)のとおり、各CD内には独自に開発されたと見られる高額なプロジェクトは存在せず、いずれにしても平成21年以降に開発が行われたと思われるものは存在しない。

なお、平成21年から平成22年当時、CAT 端末は既に一般的な商品として普及しており、それらをカスタマイズして無線CAT 端末を新たに開発する場合、500万円から1000万円程度のコストをかければ、独自の新端末を開発できる可能性がある。

ウ 平成22年3月31日付書面の番号③の業務に関連する資料

前記(1)のCDのうち、番号③の業務に関連すると思料されるものとしては、以下のものが挙げられる。

(ア) MIC00905 (簡易版包括加盟店積算処理システムα版 (Microsoft Access ファイル))

本CDは前記1(3)ウ(ア)のCDである。本CDに収納されているデータは、平成17年8月12日に作成されたMicrosoft Access のアプリケーションである。テーブル：ユーザテーブル、金融機関マスタ、金融機関支店マスタ、加盟店DB、取引DB、送金DB、入金DB、入金DB_WK からなる。加盟店、カード情報、決済情報、入出金を管理するシステムであり、管理システムとしては概ね完成しているものと考えられる。ただし、マニュアルや用途がないため、誰が何の目的で作ったかは不明である。

(イ) 評価

前記(ア)については、一般的なMicrosoft ACCESS のフォームアプリケーションであり、通常、100万円から200万円程度で開発可能と思われる。仮に設計書類や仕様書がなければその半額(50万円)程の価値に過ぎないと考えられる。

エ その他の資料

以下の各資料は、A 社による分析等からすれば、本件システム開発とは直接関係のないものであると思料されるが、念のため、これらの分析・検討結果を述べる。

(ア) MIC00897 (読み取りデータを画面表示し、プリントするテストアプリケーション)

本 CD には、開発ツールで開発されたとみられるファイルとドライバ類、簡素なドキュメントが含まれている。環境依存や、サーバアプリケーションがないので、現状動作確認を行うことはできないが、仮にアプリケーションが完成していたとしても、中に納められた bmp ファイルやファイル内容を見ると、端末に画面を表示し、カードデータを読んだあと、サーバと通信を行い、端末からプリントを表示するテストを行うテストアプリケーションが入っていたものと考えられる。

ドキュメント内の URL やファイルの属性から、DD 社が開発したものと推定される。開発コード自体に価値は見受けられず、ドキュメントや仕様書には会社名の記述などもなく、技術者が動作チェックを行ったような、メモ書き程度の CD である。

(イ) MIC00898 (端末よりサーバにアクセスし、画面表示、プリントするテストアプリケーション)

本 CD に収納されているデータは、平成 21 年 12 月 16 日にプロジェクトがビルドされ、平成 22 年 1 月 8 日に生成された資料と思われる。CD 内には、Eclipse 等の開発ツールで開発されたと見られる java プロジェクトのソースが含まれている。

このソースについては、M 社が開発したサーバアプリケーションであり、カードの発行、管理、代理店管理、コールセンター管理を行うシステムだったと考えられる。現状プログラムは未完成でバグが残っている状態であり、実用に供することのできるものではない。

オ まとめ

以上の分析・検討結果のとおり、A 社の分析結果によれば、前記 (1) の各 CD のうち本件システム開発に関連すると思われる CD に納められているプログラム、ドキュメントについて、プログラムの作成時期やその内容からして、インスパイアにおいて平成 21 年以降に開発が行われたと認めるには疑問がある (これらのプログラム

及びドキュメントは、基本的に他社（G社等）が既に開発したものであると推認される。）。

MIC00899には、「MC - 8000」を開発しようとした計画や仕様設計関連のドキュメントが含まれている。しかし、A社によれば、要求仕様や設計をおこなった形跡はあるものの、プロジェクト全体の設計仕様はもとより、外部設計、内部設計などの仕様書、サーバ側アプリケーションは見当たらず、端末についても実際に開発後のテスト結果や納品関連資料がないため、独自開発物としての資産性があるとは認められない、とのことである。また、A社によれば、同CD内のプログラムやドキュメントは平成19年10月23日11時30分から平成20年10月30日の間に生成されたものであり、生成時期からすれば、いずれにせよインスパイアにおいて平成21年以降に開発が行われたものと認めるには疑問がある。

なお、A社によれば、MIC00897、MIC00898に関しては、インスパイアにて独自に開発委託を行ったとも思われるものが含まれているが、その内容から本件システム開発とは関連がないものと考えられ、かつ、端末の動作確認や仕様確認を行うためのテストアプリケーションがほとんどであり、その内容からしてもそれ自体が事業の用に供するほどの内容のものではない、とのことである。

4 各決算期における会計処理の適切性・妥当性の検討

前記1ないし3を踏まえ、以下、本件システム開発に係る前記第2の1記載の各決算期における会計処理のうち、本件調査事項である会計処理の適切性・妥当性について検討する。

(1) 平成21年6月期

ア 会計処理

本決算期における本件システム開発にかかる会計処理としては、B社に対する前渡金として、合計1億100万円が計上されている。

イ 評価

(ア) 前渡金

前渡金とは、商品や原材料などの仕入前や、サービスの提供前に支払う金銭のことをいう。

(イ) 当該会計処理に整合する資料

当委員会に提出された資料等のうち、前記アの会計処理に整合する資料としては、前記1(2)イのとおり、インスパイアーがB社に対して前渡金合計1億100万円を支払ったことを示す「御預書」と題する書面、B社に対するカード事業委託前渡金の出金について記載された書面、B社に対し現金払いにて前渡金を支払ったと記載された「仕訳リスト」と題する書面、B社に対しカード事業業務委託前渡金として現金にて前渡金を支払ったと記載された「振替伝票」と題する書面が存在する。

また、前記のとおり、インスパイアーとB社との間においては、平成21年6月30日付で、本件システム開発基本契約書が存在する。

(ウ) 検討

他方、当委員会に提出された資料等のうち、前記アの会計処理に整合しないものとしては、以下の資料ないし事実を指摘することができる。

- ① インスパイアーの平成21年6月2日付総勘定元帳（現金及び普通預金の勘定科目）及び普通預金口座（L社）の取引記録

これらは、前記(イ)の資料が示す金銭の支払と同時期に、同額が、B社ではなくhh氏に対して支払われたことを示すものである。そして、後記のとおり、前記(イ)の資料の信用性には疑いが残る。一方、普通預金口座（L社）の取引記録はインスパイアーからhh氏に対する出金を直接に基礎づけるものであり、かつ、平成21年6月2日付総勘定元帳（現金及び普通預金の勘定科目）は支払時期から近接した時点において作成されたものとして信用性が高いものであると評価できる。

さらに、前記のとおり、①の資料のうち平成21年6月2日付総勘定元帳（現金及び普通預金の勘定科目）は、事後的に改ざんがされた疑いがあり、その後の日付で作成された総勘定元帳の記載の内容については疑問を抱かざるを得ない。

- ② B社代表取締役jj氏に対するヒアリング結果

前記のとおり、B社代表取締役jj氏は、本件カード事業基本契約書の前渡金の規定が実態を有すること及びインスパイアーから前渡金として合計1億6000万円を受領した事実についていずれも否定している。

jj氏に対するヒアリングによれば、前記1(2)イのインスパイアラーがB社に対して前渡金合計1億100万円を支払ったことを示す各「御預書」は、全てhh氏が準備し、同氏からの依頼を受けて、そこに記載されている金員を預かった事実がないにもかかわらず、jj氏が押印したものであるとのことである。

jj氏に対するヒアリングによれば、B社は、本件システム開発を新たに行うにあたって必要となるプログラムの開発業務等は何ら行っておらず、他の開発会社をインスパイアラーに紹介したこともなければ、他の開発会社に対して開発を委託したこともない、平成22年3月31日付書面等において本件システム開発を実際に行ったとされるP社、D社等がどのような会社かも知らない、とのことである。

かかるヒアリング結果を踏まえると、1億100万円がインスパイアラーからB社に交付されたという事実自体、疑いを払拭できない。

③ 会計処理に関する社内メール

前記のとおり、平成21年4月8日付mm氏作成のメールによれば、前記アの前渡金の原資としての払込金の支払先や目的については明らかではなく、「どこかに消えた」と認識されている。会社内部のメールにおいて、本来認識しているはずの事実について敢えて質問する理由は乏しく、同メールを踏まえると、B社に対して前渡金1億100万円が支払われたという事実自体、疑念を抱かざるを得ない。

また、前記のとおり、平成22年3月10日付mm氏作成のメール及び同メール添付の「B社向け預け金の説明概要」と題する書面によれば、CC社からの問い合わせを受けて、B社に対する前渡金の支払の経緯に関する回答案が後付けで作成されているようである。前渡金が、実際にB社に対して支援業務を委託するための対価であれば、このような後付けの理由をあえて考え出す必要は乏しい。しかも、当該書面には差押え回避のためにB社に出金をしたとの内容が記載されており、これを踏まえても、本件システム開発のためにB社に対して前渡金1億100万円が支払われたという事実には疑問が残る。

④ 本件システム開発にかかる支援業務ないしその成果物の不存在

前記アの前渡金は、本件システム開発基本契約書に基づきB社に委託された立上支援業務の費用として用いられるものとされていた。

しかし、当委員会に提出された資料等からすると、前記のとおり、本決算期において、本件システム開発にかかる支援業務として具体的に遂行された業務の存

在を示す資料は見受けられない。

また、本件システム開発にかかる納入物として現在までインスパイアーに保管されているという資料についても、当委員会に提出された資料等によれば、他社において既に開発済みのプログラムやドキュメントと推認されるものが存在するにすぎず、その作成時期や内容等からインスパイアーの委託に基づき何らかのシステム開発行為が行われたのかについては疑問が残る。

⑤ 当該会計処理に整合する資料の不自然さ

当委員会に提出された資料等からすると、前記（イ）の資料については、金銭の動きを示す客観的資料（振込記録等）が存在しないこと、資料自体、通し番号等がないなど形式的な不備が見受けられることなどの不自然と考えられる点がある。

⑥ その他 B 社以外に本件システム開発の受託先の存在が認められないこと

前記のとおり、B 社代表取締役 jj 氏に対するヒアリングによれば、B 社は既に開発されたプログラムの検証業務のみを委託されたとのことであり、インスパイアーから新たなプログラムの開発業務を委託されたわけではなく、これを実施したこともなければ、他の開発先を紹介したり、再委託したこともない、とのことである。

他方、当委員会に提出された資料等からすると、B 社（及び B 社が再委託したとする P 社や D 社等）以外に本件システム開発の受託先が存在したことを示す資料は認められない。

（エ） 小括

以上の検討結果からすれば、当委員会に提出された資料等からすると、平成 21 年 4 月から同年 6 月までの間に、インスパイアーから B 社に対し、本件システム開発のため、合計 1 億 1 0 0 万円の金員の支払がなされたという事実自体に、合理的な疑問を払拭し得ない。

これらからすれば、インスパイアーが、平成 21 年 6 月期に B 社に対する前渡金合計 1 億 1 0 0 万円を計上した本会計処理の適切性・妥当性については、疑問が残ると言わざるをえない。

(2) 平成21年9月期

ア 会計処理

本決算期における本件システム開発にかかる会計処理として、①前記(1)のB社に対する前渡金1億100万円に加えて新たに前渡金5900万円が計上され、その後、②前渡金合計1億6000万円がソフトウェア仮勘定に振り替えられている。

イ 評価(本決算期における会計処理①について)

(ア) 平成21年6月期に計上された前渡金1億100万円が維持された点について

まず、前記(1)のとおり、直前の平成21年6月期における前渡金1億100万円の会計処理の適切性・妥当性については疑問が残る。

そして、当委員会に提出された資料等からすると、本決算期においてもかかる前渡金1億100万円の計上が維持されたことにつき、このような疑問を払拭するに足りる資料は見受けられない。したがって、当委員会に提出された資料等からすれば、本決算期において前渡金1億100万円の計上が維持されたことについても、その会計処理の適切性・妥当性については疑問がある。

(イ) 新たに本決算期に前渡金5900万円が計上された点について

次に、本決算期において新たに計上された前渡金5900万円の会計処理の適切性・妥当性については、当委員会に提出された資料等によれば、前記1(2)イのとおり、インスパイアーがB社に対して前渡金合計5900万円を支払ったことを示す「御預書」と題する書面、B社に対するカード事業委託前渡金の出金について記載された書面、B社に対し現金払いにて前渡金を支払ったと記載された「仕訳リスト」と題する書面、B社に対しカード事業業務委託前渡金として現金にて前渡金を支払ったと記載された「振替伝票」と題する書面が存在する。

しかし、前記(1)イ(ウ)②ないし⑥と同様、本会計処理に整合する資料には不自然な点があり、jj氏を始めとする関係者からのヒアリングの結果等からしてもその信用性に疑いが残る。したがって、当委員会に提出された資料等によれば、本決算期において新たに前渡金5900万円を計上した会計処理の適切性・妥当性についても疑問がある。

(ウ) 小括

以上(ア)(イ)のとおり、本決算期における会計処理①についてはいずれも疑問が残る。

ウ 評価(本決算期における会計処理②について)

(ア) ソフトウェアについての資産計上の要件

平成11年9月29日付日本公認会計士協会「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」によれば、ソフトウェアについては、「将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる状況であること」が資産計上の要件とされている。

(イ) 当該会計処理に整合する資料

当委員会に提出された資料等によれば、前記アの会計処理に整合する資料としては、前記1(2)エのとおり、インスパイアーの取締役であったhh氏のB社に対する平成21年9月1日付書面が存在する。

(ウ) 検討

前記アのソフトウェア仮勘定の計上は、B社に対する前渡金が振替処理されたものであるところ、B社に対して、本件システム開発の費用として1億6000万円の資金が交付されたか自体が疑わしく、当該前渡金の計上の適切性に疑問が残ることは前記(1)(2)のとおりである。したがって、B社に対する前渡金1億6000万円を振替処理してソフトウェア仮勘定を計上したこと自体、疑問がある。

また、当委員会に提出された資料等によれば、平成21年7月から同年9月までの間に、本件システム開発に関して何らかの開発業務が具体的に遂行されたことを示す資料は見受けられない。

前記のとおり、B社代表取締役jj氏に対するヒアリングによれば、B社は、本件システム開発に関し、新たなプログラムの開発業務を実施したこともなければ、他の開発先を紹介したり、再委託したこともない、とのことである。

また、当委員会に提出された本件システム開発にかかる納品物として現在までインスパイアーに保管されている資料(CD等)のいずれも、他社において既に開発済みのプログラムやドキュメントと思われるものが存在するにすぎず、その作成時期や内容等からインスパイアーの委託に基づき何らかのシステム開発行為が行われ

たのか否かについて疑問があることは前記のとおりである。

hh 氏の B 社に対する平成 21 年 9 月 1 日付書面には、本件システム開発基本契約書に基づき、「カード情報の作成に必要なソフトウェアの詳細選定、そのソフトウェアが稼働可能なハードウェアの環境等の検討また、その後の購入支援」を依頼する旨が記載されているが、当委員会に提出された資料等には、これを依頼したことを示す資料はない。B 社からインスパイア一宛てに業務内容や予算等が提示されたのも、平成 21 年 1 月 28 日付書面が初めてであると思われる。

(エ) 小括

以上のとおり、前記アのソフトウェア仮勘定の計上は、B 社に対する前渡金が振替処理されたものであるところ、B 社に対して、本件システム開発の費用として 1 億 6000 万円の資金が交付されたか自体が疑問であり、B 社に対する前渡金を振替処理してソフトウェア仮勘定を計上したことについても、疑問が残る。

また、当委員会に提出された資料等からすると、本決算期において、本件システム開発に関して何らかの開発業務が行われていたか否か自体に疑問があるし、少なくとも、本件システム開発にかかるハードウェアないしシステムプログラムが「将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる状況」にあったということには疑問があり、本会計処理における資産計上の適切性・妥当性には疑問が残る。

(3) 平成 21 年 12 月期

ア 会計処理

平成 21 年 12 月期においても、本件システム開発に関し、前記 (2) に引き続き、ソフトウェア仮勘定が資産として計上されている。

イ 評価

平成 21 年 9 月期のソフトウェア仮勘定の計上に疑義があることは前記のとおりである。

そして、当委員会に提出された資料等からすると、平成 21 年 10 月から同年 12 月までの間も、本件システム開発に関して何らかの開発行為が具体的に実施されており、開発行為が進展していたことを示す資料は特段存在しない。

当委員会に提出された本件システム開発の成果物とされる CD についても、平成 2

1年以降、インスパイアーにおいて開発行為が行われたものと認めるには疑問があることは前記のとおりである。

他方、当委員会に提出された資料等によれば、本決算期における本件システム開発に係る資料として、

- ① B社からインスパイアーに対して交付された、本件システム開発に関する具体的業務及び予算に関する資料
- ② 平成22年3月31日付書面の番号⑦の業務に関する平成21年12月27日付「Invoice」と題する書面
- ③ 同年12月29日付外国送金・本支店間外貨送金計算明細（仕向送金）が存在することから、念のため、これらの各資料について検討する。

B社代表取締役jj氏によれば、B社は本件システム開発の開発業務をインスパイアーから受託したことはなく、開発費用を受け取ったこともないとのことであり、①は実体を伴って作成されたのか自体に疑義がある。

②③は、前記1(3)オ(ア)のとおり、C社がインスパイアーに対し「Coordination for D社 Card Services Project」の対価として5万USDを請求し、インスパイアーがC社に対して5万USDの外国送金を行ったことを窺わせるものである。C社が、カード事業に関し、インスパイアーとD社との間の仲介を行っていたことは前記1(3)エ(イ)の報告書にも記載があり、関係者においてもその旨述べるところであるが、当該報告書の記載によると、D社とのカード事業に関する交渉は平成22年6月末頃をもって契約締結にすら至らないままに頓挫しているようであり、当委員会に提出された資料等には、それに先立つ本決算期において、D社との間の交渉において本件システム開発に関し何らかの成果が得られたとする資料は存在しない。仮にインスパイアーからC社に対して本件システム開発に関連した業務の対価として5万USDが支払われていたとしても、当委員会に提出された資料等からすれば、当該業務によって本件システム開発に関して何らかの成果が得られたとする資料は存在せず、その他に何ら本件システム開発につき資産性が新たに認められるに至ったことを示すような資料は存在しない。

したがって、当委員会に提出された資料等からすると、平成21年9月期に続き、本決算期においても、ソフトウェア仮勘定1億5813万5500円を資産として計上したことの適切性・妥当性については疑問が残る。

(4) 平成22年3月期

ア 会計処理

平成22年3月期においても、本件システム開発に関し、前記(2)(3)に引き続き、ソフトウェア仮勘定が資産として計上されている。

イ 評価

平成21年9月期及び平成21年12月期のソフトウェア仮勘定の計上に疑義があることは前記のとおりである。

そして、当委員会に提出された資料等からすると、平成22年1月から同年3月までの間も、本件システム開発に関して何らかの開発行為が具体的に実施されており、開発行為が進展していたことを示す資料は特段存在しない。

当委員会に提出された本件システム開発の成果物とされるCDについても、平成21年以降、インスパイアにおいて開発行為が行われたものと認めるには疑問があることは前記のとおりである。

他方、当委員会に提出された資料等によれば、本決算期における本件システム開発に係る資料としては、以下の資料が存在することから、念のため、これらの資料について検討する。

- ・平成22年3月31日付書面の番号①の業務に関する、B社代表取締役jj氏の記名押印があるインスパイア宛の平成22年3月31日付「業務報告書(兼納品書)」と題する書面、
- ・平成22年3月31日付書面の番号②⑤⑥の業務に関する、平成22年2月10日ないし同年3月29日付のP社との交渉経過を記載した報告書及びP社を差出人とするインスパイア宛の平成22年3月31日付「Attachment For Invoice」と題する書面、
- ・平成22年3月31日付書面の番号③の業務に関する、V社を差出人とするインスパイア宛の平成22年3月31日付「Invoice」と題する書面、
- ・平成22年3月31日付書面の番号④の業務に関する、D社を差出人とするインスパイア宛の平成22年3月31日付「Safekeeping Receipt」と題する書面及び平成22年2月10日付D社との交渉経過を記載した報告書、
- ・平成22年3月31日付書面の番号⑦の業務に関する、C社を差出人とするインスパイア宛の平成22年3月31日付「業務報告書(兼納品書)」と題する書面

(ア) B社代表取締役jj氏の記名押印があるインスパイア宛の平成22年3月3

1 日付「業務報告書（兼納品書）」と題する書面

本書面には、「カード事業立上支援業務」を作業内容とし、B 社がインスパイアーに対して「UTIL3150 - WIN MODEL3150 専用ユーティリティー式」1 個を350 万円にて納入したとの記載がある。

しかし、前記1（3）ア（ア）のとおり、同書面下部の受入者の署名・押印が空欄であること、jj 氏に対するヒアリング結果によれば、同氏はhh 氏が準備した本書面に押印しただけであって、実際に上記のとおり納品したことはない旨述べていることに鑑みれば、当該内容のとおり納品がされたとするには疑問がある。

なお、本書面に記載のある「UTIL3150 - WIN MODEL3150 専用ユーティリティー式」については、前記1（3）ア（ウ）のとおり、CD の表面の記載内容がこれと同一である CD が存在する。しかし、前記3 の分析結果によれば、この CD に収められているプログラムは当時市販していた汎用的な磁気カードリーダー/ライターに関するマニュアルや開発キット、及び端末にアクセスし動作確認するためのプログラムであり、作成時期からしても本件システム開発によって開発されたものと認めるには疑問があるうえ、資産性を認めるに足りるものではないと考えられる。

（イ）平成22年2月10日ないし同年3月29日付のP社との交渉経過を記載した報告書

これらの書面は、前記1（3）イ（イ）のとおり、インスパイアーとP社との間の「ソフトウェア製品販売基本契約書」の締結に係る交渉内容についての報告書であり、交渉の初期段階においてインスパイアーからP社に対して契約締結の打診をしたこと等が記載されている。当委員会に提出された資料等によれば、これ以降、著作権の帰属や内容、ソフトウェアについてインスパイアーにおいて販売可能な場所的範囲等に関し協議されたことを示す報告書は存在するものの、最終的に契約締結に至ったことを示す資料は存在しない。

ましてや、本書面に記載された時期（平成22年2月ないし同年3月頃）においては、上記のとおり契約締結の打診をした段階であり、当委員会に提出された資料等によれば、本件システム開発に関して、インスパイアーの委託に基づいてP社から何らかの成果物が得られたとは見受けられない。

（ウ）P社を差出人とするインスパイアー宛の平成22年3月31日付「Attachment For Invoice」と題する書面

本書面は、「MC - 6000 Prototype」等を作業内容とし、その報酬として合計115

万 USD を請求する内容となっている。

しかし、前記1 (3) イ (ク) のとおり、当委員会に提出された資料等やヒアリングの結果からすると、P 社が具体的にどのような作業を実施したのかは必ずしも明らかではなく、その作業の結果としていかなる成果物が作成され、納品されたのかも明らかではない。

なお、本書面に記載のある「MC - 6000」については、前記1 (3) イ (ウ) (エ) のとおり、収容されたデータ等に「MC - 6000」に関するデータが含まれた CD 及び表面に「MC - 6000」と記載のある機器 (端末) が存在する。しかし、前記1 (3) イ (ウ) (エ) の検討及び前記3の分析結果によれば、それらについては、G 社において既に開発されたものであると推認され、インスパイアーの委託に基づいて本決算期にP 社において新たに改良やシステム開発が加えられたものと認めるには疑問がある。

(エ) V社を差出人とするインスパイアー宛の平成22年3月31日付「Invoice」と題する書面

本書面には、「Card Settlement System」を作業内容とし、金額を8万USDとするとの記載がある。

しかし、前記1 (3) ウ (ウ) のとおり、本書面にはV社代表者等の署名押印は存在せず、実際にV社により作成されたものであるか自体不明である。また、当委員会に提出された資料等やヒアリングの結果からすると、V社が具体的にどのような作業を実施したのかは必ずしも明らかではなく、その作業の結果としていかなる成果物が作成され、納品されたのかも明らかではない。

なお、本書面に記載のある「Card Settlement System」が、仮に前記1 (3) ウ (ア) の「簡易版包括加盟店精算処理システム - α版-」との記載のあるCD (前記3 (1) の「NO.MIC00905」のCD) であるとしても、前記3の分析結果によれば、CDに収められたプログラムはインスパイアーから委託を受けたV社において新たに開発がされたと認めるには疑問がある。

(オ) D社を差出人とするインスパイアー宛の平成22年3月31日付「Safekeeping Receipt」と題する書面

本書面は、D社がインスパイアーから23万USDを預かっていることを証明する内容となっている。

しかし、前記1 (3) エ (ア) のとおり、書面上D社の代表者等の署名押印は存在しない上にD社は米国法人であるにもかかわらず、当委員会に提出された資料で

は当該書面の英訳もなく、D社に対して同額が支払われたかは不明である。

また、当委員会に提出された資料等からすれば、D社とのカード事業に関する交渉は平成22年6月末頃をもって契約締結にすら至らないままに頓挫しているようであり、また、本決算期において、当該金員の支払によって本件システム開発に関し何らかの成果が得られたとする資料は存在しない。

(カ) 平成22年2月10日付D社との交渉経過を記載した報告書

本書面は、前記1(3)エ(イ)のとおり、インスパイアー社員がD社役員との間で、D社の米国におけるプリペイドカード事業の概要及び市場動向についての説明を受け、そのほか、決済銀行、デポジットの有無、トランザクションフィー等について議論したことを報告する内容となっている。

しかし、当委員会に提出された資料等からすれば、インスパイアーがD社との間でカード事業に関する情報を交換したという程度の内容に留まるのであって、本件システム開発に関し何らかの成果が得られたか否かについては疑問を禁じえない。

(キ) C社を差出人とするインスパイアー宛の平成22年3月31日付「業務報告書(兼納品書)」と題する書面

本書面は、前記前記1(3)オ(イ)のとおり、C社がインスパイアーに対し「カード発行管理会社D社関連一式(ハンドリング・フィー、現地調整費、事業計画書の翻訳、運用ノウハウ取得)及びカード決済会社Y社・Z社関連一式(ハンドリング・フィー、現地調整費、運用ノウハウ取得)、人件費・外注費」を2000万円にて納入したとの内容となっている。

しかし、同書面において、C社の責任者の役職、氏名、押印欄はいずれも空欄であり、また同書面下部には受入者が署名・押印するためのものと考えられる欄があるものの、同欄も空欄であることに鑑みれば、当該内容のとおり業務が行われたとするには疑問がある。

また、本書面の内容を前提とした場合、当委員会に提出された資料等からすると、D社とのカード事業に関する交渉は平成22年6月末頃をもって契約締結にすら至らないままに頓挫しているようであり、それに先立つ本決算期においては、D社との間の交渉において本件システム開発に関し何らかの成果が得られたとする資料は存在しない。

以上のとおり、仮にC社がインスパイアーに対して何らかの業務を行ったことがあったとしても、当該業務によって本件システム開発に関して何らかの成果が得られたとする資料は存在しない。

(ク) まとめ

以上のとおり、当委員会に提出された資料等からすると、平成22年1月から同年3月までの間も、本件システム開発が具体的に進捗していたことを窺わせる資料は見受けられず、また、同期間に交付・作成されたとされる各資料をもってしても、本システム開発に関し、「将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる状況」であったとまで認められるかには疑義があり、ソフトウェア仮勘定としての計上を行うことの合理性が基礎付けられるものではないと考えられる。

よって、当委員会に提出された資料等からすると、平成22年3月期においてソフトウェア仮勘定を引き続き資産として計上したことの適切性・妥当性については疑問が残る。

(5) 平成22年6月期

ア 会計処理

平成22年6月期においても、本件システム開発に関し、前記(2)(3)(4)に引き続き、ソフトウェア仮勘定が資産として計上されている。

イ 評価

当委員会に提出された資料等からすれば、平成21年9月期から平成22年3月期のソフトウェア仮勘定の計上に疑義があることは前記のとおりである。

そして、当委員会に提出された資料等からすれば、平成22年4月から同年6月までの間も、本件システム開発に関して何らかの開発行為が具体的に実施されており、開発行為が進展していたことを示す資料は特段存在しない。

当委員会に提出された本件システム開発の成果物とされるCDについても、平成21年以降、インスパイアーにおいて開発行為が行われたものとは認められないことは前記のとおりである。

他方、当委員会に提出された資料等からすれば、本決算期における本件システム開発に係る資料としては、以下の資料が存在することから、念のため、これらの資料について検討する。

- ・平成22年3月31日付書面の番号①の業務に関する、インスパイアーを差出人と

- する B 社宛の平成 22 年 4 月 7 日付「検収通知書」と題する書面、
- ・平成 22 年 3 月 31 日付書面の番号②⑤⑥の業務に関する、平成 22 年 4 月 17 日ないし同年 6 月 30 日付の P 社との交渉経過を記載した報告書、
 - ・平成 22 年 3 月 31 日付書面の番号③の業務に関する、インスパイアーを差出人とする W 社宛の平成 22 年 4 月 14 日付「検収通知書」と題する書面及び V 社との交渉経過を記載した平成 22 年 4 月 17 日付出張報告書、
 - ・平成 22 年 3 月 31 日付書面の番号④の業務に関する、平成 22 年 6 月 24 日付 D 社との交渉経過を記載した報告書、
 - ・平成 22 年 3 月 31 日付書面の番号⑦の業務に関する、インスパイアーと C 社を当事者とする平成 22 年 4 月 30 日付「業務委託契約書」と題する書面及びインスパイアーと AA 社を当事者とする平成 22 年 4 月 30 日付「業務委託契約書」と題する書面

(ア) インスパイアーを差出人とする B 社宛の平成 22 年 4 月 7 日付「検収通知書」と題する書面

本書面には、インスパイアーが B 社に対し、単価 350 万円である「UTIL3150 - WIN MODEL3150 専用ユーティリティー式（導入費及び研修費含む）」について検収したことを通知するとの記載がある。

しかし、検収者の押印が空欄であること、jj 氏に対するヒアリング結果によれば、かかる納品を行ったことはない旨述べていることに鑑みれば、当該内容のとおり検収がされ、その通知がされたとするには疑問が残る。

仮に納品されたものが本書面に記載のある「UTIL3150 - WIN MODEL3150 専用ユーティリティー式」と名称が同一であるデータを含む CD（前記 3（1）の「MIC00908」又は「MIC00907」の CD）であったとしても、前記 3 のとおり、A 社によれば、そこに含まれているプログラムは当時市販していた O 社による汎用的なプログラム等であり、特段の資産価値を有するものとは認められないとのことであり、インスパイアーによる本件システム開発として新たに作成されたもの認めることについても疑問がある。

(イ) 平成 22 年 4 月 17 日ないし同年 6 月 30 日付の P 社との交渉経過を記載した報告書

本書面には、インスパイアーと P 社との間の「ソフトウェア製品販売基本契約書」の締結に係る交渉内容についての報告書であり、著作権の帰属や内容、ソフトウェアについてインスパイアーにおいて販売可能な場所的範囲等に関し協議されたこと

が記載されている。

しかし、本書面の記載は、前記1(3)イ(イ)のとおり、「ソフトウェア製品販売基本契約書」の締結協議中であることを示すものであり、当委員会に提出された資料等からすれば、最終的に契約締結に至ったことを示す資料は存在せず、本件システム開発に関しP社から何らかの成果が得られたのか否かについては疑問がある。

(ウ) インスパイアーを差出人とするW社宛の平成22年4月14日付「検収通知書」と題する書面

本書面には、前記1(3)ウ(エ)のとおり、インスパイアーがW社に対し、単価8万USDである「カード決済版包括加盟店管理システム一式(α版)(導入費及び研修費含む)」について検収したことを通知するとの記載がある。

しかし、検収者の押印が空欄であること、jj氏に対するヒアリング結果によれば、かかる納品を行ったことはない旨述べていること、宛先であるW社についての詳細は不明であり、V社との関係も明らかでないことに鑑みれば、当該内容のとおり検収がされ、その通知がされたとするには疑問が残る。

また、本書面で検収されたとするプログラムが、「簡易版包括加盟店精算処理システム-α版-」との記載のあるCD(前記3(1)の「NO.MIC00905」のCD)であるとしても、前記3の分析結果によれば、かかるCDに収められているプログラムはインスパイアーから委託を受けて新たに開発がされたと認めることには疑問がある。

(エ) V社との交渉経過を記載した平成22年4月17日付出張報告書

本書面は、前記1(3)ウ(オ)のとおり、インスパイアーとV社との間のプログラムの瑕疵に関する交渉内容についての報告書であり、インスパイアーからV社に対して納品されたプログラムに瑕疵があった旨主張したものの、納品後相当の期間が経過していることから、かかる主張は認められなかった旨が記載されている。

本書面には上記の記載があるものの、当委員会に提出された資料等には、V社からの納品等に関する客観的な資料や、インスパイアーが瑕疵の修正・是正について具体的に検討した資料は存在しない上、上記の出張報告書の内容を前提としたとしても、製品には瑕疵があるままの状態である状態であると思われる。

なお、本書面に記載のある「瑕疵のあるプログラム」については、前記1(3)ウ(カ)のとおり、インスパイアー作成にかかる番号③の業務に関する書面(「タイトル ③カード決済版包括加盟店管理システム一式」との記載のあるもの)において「X社のプログラムを用いて検証を行う」旨の記載があり、この「X社」の記載

と一致した記載がある書面として、X社を作成者とする平成21年2月29日付「基本設計」と題する書面及び「X社 Solutions M3 Web System 操作画面」と題する書面が存在する。

しかし、X社との交渉等を示す客観的資料やベースプログラムの社内検証にかかる客観的資料は存在しないことから、上記の製品の状態は本書面記載の作成日付時点以降も異なることはないものと考えられる。

また、本書面に記載のある「α版」が「簡易版包括加盟店精算処理システム α版」とのCD（前記3（1）の「NO.MIC00905」のCD）であるとしても、前記3の分析結果によれば、かかるCDに収められているプログラムはインスパイアから委託を受けて新たに開発がされたと認めるには疑問がある。

(オ) 平成22年6月24日付D社との交渉経過を記載した報告書

本書面は、前記1（3）エ（イ）のとおり、インスパイアがD社から50万USDの支払及び既払の20万USDを差し引いた残額30万USDの支払時期の確定の要求ならびに既払の20万USDについては米国の商慣習上返還しない旨の主張を受けており、早期に渡米してD社との間で調整を図る必要があることを報告する内容となっている。

しかしながら、当委員会に提出された資料等からすれば、平成22年6月24日以降D社との間の交渉経過を示す資料は存在しない。また、本書面の内容からすれば、交渉は同月末頃をもって契約締結にすら至らないままに頓挫していると考えられ（前記1（3）エ（ウ）のインスパイア及びD社を当事者とする「覚書」と題する書面並びに「業務委託契約書」と題する書面については、いずれも書面上作成日付並びに当事者の代表者等の署名及び押印が存在しない上、これらの書面の英訳も存在せず、また上記報告書によれば契約締結に至る前に問題が生じていて、それが解決されたことを示す資料は存在しないことに鑑みれば、いずれの契約書も締結はされていないといえる。）、当委員会に提出された資料等からすれば、本件システム開発に関しD社から何らかの成果が得られたことを示す資料は存在しない。

(カ) インスパイアとC社を当事者とする平成22年4月30日付「業務委託契約書」と題する書面

本書面は、前記1（3）オ（ウ）のとおり、インスパイアがC社に対し、本件カード事業立上支援業務に関し、事業展開に必要な米国現地における紹介、斡旋、交渉、調整、通訳及び翻訳等の業務を委託する内容となっているが、書面上いずれの当事者の署名押印も存在しない上、当委員会に提出された資料には本書面の英訳

も存在せず、本書面どおりの契約がなされたとするには疑問がある。

仮に、本書面が締結されており、インスパイアーから C 社に対して上記業務が委託されていたとしても、当委員会に提出された資料等からすれば、D 社との交渉は平成 22 年 6 月末頃をもって契約締結にすら至らないままに頓挫しているようであって、本件システム開発に関し D 社から何らかの成果が得られたことを示す資料は存在しない。

そのほか、当委員会に提出された資料等からすれば、C 社による上記業務の遂行によって、本件システム開発に関し何らかの成果が得られたことを示す資料は存在しない。

(キ) インスパイアーと AA 社を当事者とする平成 22 年 4 月 30 日付「業務委託契約書」と題する書面

本書面は、前記 1 (3) オ (エ) のとおり、インスパイアーが AA 社に対し、本件カード事業立上支援業務に関し、事業展開に必要な米国現地における紹介、斡旋、交渉、調整、通訳及び翻訳等の業務を委託する内容となっているが、書面上いずれの当事者の署名押印も存在しない上、当委員会に提出された資料には本書面の英訳も存在せず、本書面が契約されたとするには疑問がある。

仮に、本書面が締結されており、インスパイアーから AA 社に対して上記業務が委託されていたとしても、当委員会に提出された資料等からすれば、D 社との交渉は平成 22 年 6 月末頃をもって契約締結にすら至らないままに頓挫していると考えられ、本件システム開発に関し D 社ないし AA 社から何らかの成果が得られたことを示す資料は存在しない。

そのほか、当委員会に提出された資料等からすれば、AA 社による上記業務の遂行によって、本件システム開発に関し何らかの成果が得られたことを示す資料は存在しない。

(ク) まとめ

以上のとおり、当委員会に提出された資料等からすれば、平成 22 年 4 月から同年 6 月までの間も、本件システム開発が具体的に進捗していたことを窺わせる資料はなく、また、同期間に交付・作成されたとされる各資料をもってしても、本システム開発に関し、「将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる状況」であったとまで認められるかには疑義があり、ソフトウェア仮勘定としての計上を行うことの合理性が基礎付けられるものではない。

よって、当委員会に提出された資料等からすれば、平成 22 年 6 月期においてソ

ソフトウェア仮勘定1億6265万8000円を引き続き資産として計上したことの適切性・妥当性については疑問が残る。

(6) 平成22年9月期ないし平成23年12月期

前記(5)のとおり、当委員会に提出された資料等からすると、本決算期の直前の平成22年6月期のソフトウェア仮勘定への資産計上の適切性・妥当性には疑問がある。

そして、当委員会に提出された資料等には、その後の平成22年9月期ないし平成23年12月期においても何ら本件システム開発につき資産性が新たに認められるに至ったことを示す資料は存在せず、「将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる状況」であったと認めるに足りる資料は提出されていない。これらのことから、各決算期においてソフトウェア仮勘定を資産として計上したことについての適切性・妥当性については疑問がある。

(7) 平成24年3月期

ア 会計処理

当該決算期における本件システム開発にかかる会計処理としては、①(直前の決算期から維持されてきた)前記(3)のソフトウェア仮勘定1億1850万円のソフトウェア本勘定への振替え、②①のソフトウェア本勘定につき減価償却費として2172万5000円の費用処理がなされている。

イ 評価(本決算期における会計処理①②について)

(ア) ソフトウェア本勘定へ計上すべき資産及び減価償却の対象となる資産

前記(2)ウ(ア)のとおり、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」によれば、ソフトウェアについては、「将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる状況であること」が資産計上の要件とされる。

そして、製作中のソフトウェアが完成し、検収の完了を経て使用を開始した時点で仮勘定から本勘定に振り替えて計上することとされている。

また、国税庁タックスアンサーNO.5400によれば、減価償却の対象となる資産については、本来の目的のために使用を開始するに至った日が減価償却の開始の日とされる。

(イ) 当該会計処理に整合する資料

当委員会に提出された資料等においては、本決算期中に、本件システム開発に関して具体的な開発業務、事業展開がなされていたと認められる資料は見受けられない。

(ウ) 検討

前記(6)のとおり、平成21年9月期から平成23年12月期のソフトウェア仮勘定への資産計上の適切性・妥当性にはいずれも疑問が残る。

そして、当委員会に提出された資料等からすると、平成24年1月から同年3月までの間も、本件システム開発に関して何らかの開発行為が具体的に実施され、開発行為が進展していたことを示す資料は特段存在しない。

当委員会に提出された本件システム開発の成果物とされるCDについても、平成21年以降、インスパイアにおいて開発行為が行われたものと認めるには疑問があることは前記のとおりであり、少なくとも、かかるCDは、「将来の収益獲得又は費用削減が確実である」と評価できるようなソフトウェアとは認められない。

(エ) 小括

したがって、当委員会に提出された資料等からすると、本決算期におけるソフトウェア本勘定の計上については疑問が残ると言わざるを得ない。

第4 当委員会による本調査の結論

以上のとおり、当委員会に提出された資料等からすると、本件調査事項の対象である会計処理(平成21年6月期のB社への前渡金の計上、平成21年9月期のB社への前渡金の計上、同月期から平成23年12月期のソフトウェア仮勘定の計上、平成24年3月期のソフトウェア本勘定の計上)は、いずれもその適切性・妥当性に疑問が残るものと言わざるを得ない。

以 上

別紙 1-1

調査資料一覧表

作成日	作成者	表題	備考
平成20年 8月29日	K社 代表取締役 社長 qq E社 代表取締役 社長 dd	「プリペイドカード」構 想に関するプロジェクト ファイナンス契約	
不明	E社	振替伝票	支払日 平成20 年8月28日
同年8月28日	L社	手数料受取書	E社宛て
同年8月28日	L社A支店 支店 長 rr	L社振り出し小切手	8月28日付でgg 氏が受領した旨の 記載及び署名押印 あり
同年9月2日	E社 議長 代表 取締役社長 dd 他	取締役会議事録	K社とのプロジェ クトファイナンス 契約について
同年10月31日	E社	仕訳リスト	短期貸付金1億9 000万円
平成21年 6月30日	インスパイアー(株) 代表取締役 ee B社 代表取締役 jj	カード事業立上支援業務 委託基本契約書	
同年8月3日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 前渡金	B社に対し合計6 800万円を現金 払
同年6月2日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 現金	hh氏に対し合計2 400万円を支払
同年6月2日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 普通預金	hh氏に対し仮払金 として合計580 0万円を支払
平成18年 1月4日～ 平成25年	インスパイアー(株)	L社B支店普通預金通帳	

2月13日			
平成20年 4月17日～ 平成25年 2月22日	インスパイアー(株)	L社C支店普通預金通帳	
平成22年 3月31日	B社 代表取締役 jj	支援業務内容及び予算の 報告	
同年3月31日	B社 代表取締役 jj	業務報告書 (兼納品書)	
同年4月16日	P社 ss CEO	インスパイアー(株)代表取 締役 ee への送付状	
同年3月31日	P社	Attachment For Invoice(Invoice#: P社2010-Inapire-01～03)	
平成22年(月日不 明)	インスパイアー(株)	ソフトウェア製品販売基 本契約書	
不明	不明	CD-ROM 写真	
同年3月31日	V社	Invoice#1245	
同年4月14日	インスパイアー(株) 新規事業開発部	検収通知書	
不明	不明	CD-ROM 写真	簡易版包括加盟店 精算処理システム
平成18年11月27 日	U社	MC-6000 評価試験報告	
不明	不明	MC-8000 決済端末事業 に関するご説明資料	
不明	インスパイアー(株)	カード決済端末仕様書 開発コード: MC-8000 型	
平成22年1月6日	インスパイアー(株) 社長室 gg	出張報告書	
同年2月10日	インスパイアー(株) 新規事業開発部 kk	出張報告書	
同年2月26日	インスパイアー(株)	報告書	

	経理部付 ll		
同年3月29日	インスパイアー(株) 経理部付 ll	報告書	
同年4月17日	インスパイアー(株) 社長室 ll	出張報告書	
同年5月28日	インスパイアー(株) 経営企画室 gg	報告書	
同年6月24日	インスパイアー(株) 社長室 gg	報告書	
同年6月30日	インスパイアー(株) 経営企画室 gg	報告書	
同年4月30日	インスパイアー(株) 代表取締役社長 ee C社 President/CEO tt	業務委託契約書	
同年4月30日	インスパイアー(株) 代表取締役社長 ee AA社 President/CEO uu	業務委託契約書	報酬20万USD
同年4月30日	インスパイアー(株) 代表取締役社長 ee AA社 President/CEO uu	業務委託契約書	報酬15万USD
同年3月31日	C社	業務報告書(兼納品書)	
平成21年4月8日	インスパイアー(株) 経営企画室 mm	電子メール	
平成22年3月10日	インスパイアー(株) 経営企画室 mm	電子メール	
同年3月18日	インスパイアー(株) 経営企画室 mm	電子メール	
同年4月12日	不明	経過説明	
同年2月12日	インスパイアー(株)	大証上場第5614号「質問	

	経営企画室 mm	事項」に対する回答案	
不明	インスパイアー(株)	インスパイアー(株)2010年 3月期2月度中期事業計 画書(案)	
不明	O社	UTIL3150 - WIN MODEL3150 専用ユーテ ィリティ 操作ガイド	
不明	GG社	「モバイル型クレジット カード決済端末」	
平成21年2月10 日	HH社	投資有価証券評価損の発 生及び売掛債権回収不能 のおそれに関するお知ら せ	
平成20年10月10 日	II社	II社とG社の業務提携に 関するお知らせ	
不明	不明	簡易版包括加盟店精算処 理システム(プロト版) 操作マニュアル	
不明	X社	基本設計	
不明	X社	X社 Solutions M3 Web System 操作画面	
不明	X社	「esAP3」	
不明	BB社	Senior VP,Business Development vv 名刺	
不明	BB社	出金用デビットカード	
平成24年(月日不 明)	BB社 CEO ww Inspire Inc. President aa	Letter of Intent Pursuant to Business Partnership	
平成24年(月日不 明)	BB社 SVP,Business Development vv Inspire Inc. President and CEO aa	Payment Agreement	
平成24年(月日不 明)	BB社	支払契約	上記契約書の和文

明)	SVP,Business Development vv Inspire Inc. President and CEO aa		
平成21年12月28日	B社 代表取締役 jj	「カード事業立上支援業務契約」に基づく予算配分の進捗状況	
平成22年3月24日	Xx	電子メール	
不明	インスパイアー(株)	総勘定元帳	平成21年4月
不明	インスパイアー(株)	総勘定元帳(H21.4/1～H22.3/31)	
不明	インスパイアー(株)	補助元帳(H21.4/1～H22.3/31)	
不明	不明	目次	
不明	不明	普通預金通帳	
平成21年4月16日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 普通預金	
同年8月3日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 前渡金	
同年6月2日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 現金	
同年6月2日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 普通預金	
同年6月30日	B社 代表取締役 jj	御預書	
平成26年6月26日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 普通預金	平成21年3月分
平成26年6月26日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 普通預金	平成21年4月分から同年10月分
平成26年6月26日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 現金	
平成26年6月26日	インスパイアー(株)	総勘定元帳 前渡金	
平成22年3月31日	P社	Invoice#1312(Attachment For Invoice を含む)	

不明	インスパイアー(株) 代表取締役社長 ee	債権債務残高確認書ご依頼の件	
平成21年12月27日	C社	Invoice#970879	
同年12月29日	L社	外国送金・本支店間外貨送金計算書(仕向送金)	
同年12月29日	L社	外国送金・本支店間外貨送金計算明細(仕向送金)	
同年12月28日	L社	送金明細(内容確認)	
不明	不明	仕向送金の依頼完了画面	
不明	不明	4月2日出金分	
同年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年4月2日)	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年4月2日
平成21年4月2日	B社 代表取締役 jj	御預書	
不明	不明	4月3日出金分	
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年4月3日)	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年4月3日
平成21年4月3日	B社 代表取締役 jj	御預書	
不明	不明	4月6日出金分	
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(4月6日)	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年4月15日
平成21年4月15日	B社 代表取締役 jj	御預書	
不明	不明	5月1日出金分	
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年5月1日)	

不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年5月1日
平成21年5月1日	B社 代表取締役 jj	御預書	
不明	不明	6月22日出金分	
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年6月22日)	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年6月22日
平成21年6月22日	B社 代表取締役 jj	御預書	
不明	不明	6月26日出金分	
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年6月26日)	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年6月26日
不明	不明	7月23日出金分	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年7月23日
平成21年7月23日	B社 代表取締役 jj	御預書	
不明	不明	7月31日出金分	
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年7月31日)	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年7月31日
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年7月23日)	
同年7月31日	B社 代表取締役 jj	御預書	
不明	不明	8月19日出金分	
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年8月19日)	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年8月19日

平成21年8月19日	B社 代表取締役 jj	御預書	
不明	不明	9月3日出金分	
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年9月3日)	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年9月3日
平成21年9月3日	B社 代表取締役 jj	御預書	
同年9月11日	B社 代表取締役 jj	御預書	
同年4月8日	インスパイアー(株) 経営企画室 mm	電子メール	
不明	不明	9月11日出金分	
平成21年9月29日	インスパイアー(株)	仕訳リスト(平成21年9月11日)	
不明	不明	振替伝票	支払日 平成21年9月11日

別紙 1-2

調査対象 CD 一覧表

CD No	内容物の概要
MIC00897	読み取りデータを画面表示し、プリントするテストアプリケーション
MIC00898	端末よりサーバにアクセスし、画面表示、プリントするテストアプリケーション
MIC00899	MC - 8000 の開発を依頼した際の実開発ファイル、ドライバ、ドキュメント類 (株式会社 I 社が G 社に対して納品した成果物と思われるが、本格的な開発には入っていないと思料される)
MIC00900	MC - 6000 に関連するファイル、J 社向け及びないし海外向けに仕様のカスタマイズについて調査したファイル
MIC00901	他社の付属機器関連ファイル、S 社発行のデビットカード仕様書、プリンタのテストアプリケーション、T 社による投票券電子化のソフトウェアの仕様書
MIC00902	端末を構成するデバイス関連の資料、テストアプリケーション
MIC00903	MIC00899、MIC00900、MIC00902 と同一内容のファイル
MIC00904	MIC00901 と同一内容のファイル
MIC00905	簡易版包括加盟店積算処理システム α 版 (Microsoft Access ファイル)
MIC00906	MIC00905 と同内容のファイル
MIC00907	O 社製 磁気カードリーダー/ライター MODEL3150 関連のプロテクト/プロテクト解除プログラム
MIC00908	O 社製 磁気カードリーダー/ライター MODEL3150 関連ユーティリティ

別紙2

ヒアリング対象者一覧表

番号	ヒアリング実施日	氏名	役職
1	平成26年6月18日	ee	インスパイアー(株) 代表取締役社長
2	同年6月25日	ff	インスパイアー(株) 元常勤監査役
3	同年6月30日	gg	インスパイアー(株) 元社長室室長
4	同年7月2日	jj	B社 代表取締役
5	同年7月3日	bb	インスパイアー(株) 元監査役
6	同年7月10日	yy	インスパイアー(株) 元会計監査人 EE社 公認会計士
7	同日	pp	インスパイアー(株) 元会計監査人 EE社 公認会計士